



日医発第202号(健Ⅲ)
令和8年4月21日

都道府県医師会
医師の働き方改革担当理事 殿

日本医師会
常任理事 城守国斗
(公印省略)

厚生労働省「令和8年度働き方改革推進支援助成金」
団体推進コースについて（ご案内）

平素、本会会務に種々ご理解賜わり、厚く御礼申し上げます。

さて、厚生労働省が実施する今年度の働き方改革推進支援助成金については、「業種別課題対応コース（病院等）」を令和8年4月17日付 日医発第176号（医経・健Ⅲ）にて情報提供したところです。

働き方改革推進支援助成金については、業種別課題対応コースを含め4コースがあります。その内、今回、「**団体推進コース**」について情報提供させていただきます。

本コースの用途としては、中小企業事業主の団体や、その連合団体（以下「**事業主団体等**」といいます）が、その傘下の事業主のうち、労働者を雇用する事業主（以下「**構成事業主**」といいます）の労働者の労働条件の改善のために、時間外労働の削減や賃金引上げに向けた取組を実施した場合に、その**事業主団体等**に対して助成するものです《註①》。

交付の要件や詳細については、添付資料をご参照ください。本助成金に係る交付申請書の提出締切は令和8年11月30日(月)ですが、国の予算額に制約されるため、11月30日以前に予告なく受付を締め切る場合があるとのことです《註②》。

なお、本資料の内容に係る疑義および申請書類等の提出は、所在地を管轄する都道府県労働局雇用環境・均等部（室）にお問い合わせください。

つきましては下記のとおりご案内しますので、貴会並びに関係の郡市区医師会にてご了知のうえ、ご活用いただけますと幸いです。

註①：対象の位置付け

- **事業主団体**には一般社団法人(含む、公益社団法人)も該当しますので、都道府県医師会および郡市区等医師会が相当します。
- **構成事業主**は、医業に従事する医師が勤務する病院、診療所、介護老人保健施設、介護医療院については常時使用する労働者数が300人以下の場合は、中小企業事業主に該当します。

註②：本助成金に関する詳細

- 本助成金に関する詳細は、下記、参考にてお示しした厚生労働省のサイトに掲載されています。申請様式、申請マニュアル、交付要綱等は当該サイトよりダウンロードをお願いいたします。

記

【参考】

厚生労働省「働き方改革推進支援助成金（団体推進コース）」

掲載箇所：<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000200273.html>

（添付資料の②～④がダウンロードできます）

【該当頁：1/84～8/84】

【別添】

- ① 令和8年度働き方改革推進支援助成金について(抜粋)
《作成：厚生労働省労働基準局 労働条件政策課》【該当頁：9/84～14/84】
- ② 令和8年度「働き方改革推進支援助成金」団体推薦コースのご案内
《リーフレット》【該当頁：15/84・16/84】
- ③ 働き方改革推進支援助成金 交付要綱(団体推進コース)
【該当頁：17/84～57/84】
- ④ 働き方改革推進支援助成金 支給要領(団体推進コース)
【該当頁：58/84～84/84】

以上

【参考】

雇用・労働

働き方改革推進支援助成金（団体推進コース）

- ▼ [重要なお知らせ](#)
- ▼ [概要](#)
- ▼ [令和8年度（2026年度）の申請について](#)
- ▼ [活用事例](#)
- ▼ [助成内容](#)
- ▼ [お問い合わせ先（相談窓口）](#)

重要なお知らせ

令和8年4月13日（月）から令和8年度の申請受付を開始しました。

以下の詳細をご確認の上、[都道府県労働局](#)雇用環境・均等部（室）までご申請ください。

都道府県ごとに設置している[働き方改革推進支援センター](#)でも、ご相談を承ります。

令和8年度働き方改革推進支援助成金の主な見直し事項について

① 賃上げ加算に係る倍加措置の追加

【業種別、時短、インタ】
より零細な中小企業事業主の賃上げを支援するため、労働者数10人未満の企業における5%及び7%賃上げの加算額を引き上げ（通常の2倍⇒通常の2.5倍）。

② 割増賃金加算の新設

【業種別、時短、インタ】
所定割増賃金率の引上げを促すことにより、時間外労働の短縮効果が期待できることから、賃上げ加算に加え、割増賃金率を一定以上引き上げるなどした中小企業事業主に対する加算を新設。

③ 「取引環境改善コース」の新設

貨物自動車運送事業者の荷待ち・荷役時間の短縮のためには、荷主等を含めた業界全体の取引慣行の改善が肝要。
⇒ 荷主等による集団が運送事業者の荷待ち・荷役時間の短縮に取り組み、成果を上げた場合に助成するコースを新設。

④ 成果目標「所定外労働時間の削減」の追加

【業種別】
これまでの成果目標は、特定の制度を導入することが中心であったところ、実際に労働時間を減らしたことも評価できるよう、特に長時間労働の実態にある業種を支援する目的の業種別課題対応コースにおいて成果目標として追加。

⑤ インターバルコースの交付・支給要件の緩和

- ① 制度適用対象者に係る要件を緩和（労働者の1/2以上に適用⇒労働者の1/4以上に適用）
- ② 「適用範囲拡大」の取組回数に係る要件を緩和（1回限り⇒2回まで）
- ③ 11時間以上の勤務間インターバルを導入する場合の助成上限額を引き上げ（120万円⇒150万円）

⑥ 上限額の特例・倍加措置の廃止

【業種別、時短、インタ】 賃上げ加算における労働者30人以下・3%引上げの倍加措置を廃止。
【団体】 助成上限額を500万円に統一（広域の取組に係る1,000万円の助成上限額の特例を廃止）。

この他にも、交付要綱・支給要領の記載内容の整理や、利便性向上のための申請様式の改訂等を行っています。

◎電子申請もご利用いただけます → [Jグランツ ネットで簡単！補助金申請](#)

1. 交付申請書

[W 「働き方改革推進支援助成金交付申請書」 \(様式第1号\) \[62KB\]](#) 

2. 交付決定後に事業の内容を変更する場合

[W 「働き方改革推進支援助成金事業実施計画変更申請書」 \(様式第4号\) \[47KB\]](#) 

3. 交付決定後に事業を中止または廃止しようとする場合

[W 「働き方改革推進支援助成金事業中止・廃止承認申請書」 \(様式第7号\) \[38KB\]](#) 

4. 事業実施予定期間の変更を報告する場合

[W 「働き方改革推進支援助成金事業実施予定期間変更報告書」 \(様式第8号\) \[35KB\]](#) 

5. 改善事業の実施状況を報告する場合

[W 「働き方改革推進支援助成金事業実施状況報告書」 \(様式第9号\) \[34KB\]](#) 


6. 支給申請書 ※2つとも同時に提出

[W 「働き方改革推進支援助成金支給申請書」 \(様式第10号\) \[36KB\]](#) 

[W 「働き方改革推進支援助成金事業実施結果報告書」 \(様式第11号\) \[42KB\]](#) 

7. 消費税仕入控除税額が確定した場合

[W 「働き方改革推進支援助成金に係る消費税額の確定に伴う報告書」 \(様式第13号\) \[35KB\]](#) 

※令和7年度以前に受給した働き方改革推進支援助成金について報告する場合は [W こちら \[29KB\]](#) 

8. 申請パンフレット ※画像をクリック



**働き方改革
推進支援助成金
申請パンフレット**

業種別課題対応コース

- 労働時間短縮・年休促進支援コース
- 勤務間インターバル導入コース
- 取引環境改善コース
- 団体推進支援コース



<お問合せ>

- どの補助金・助成金を活用すればよいかわからない
- 申請書の書き方や実施計画の作成をサポートしてほしい
- 働き方改革推進支援助成金の制度の詳細を知りたい
- 申請書類を作ったので、実際に申請したい

働き方改革推進支援センター
<https://hatarakikatakaiaku.mhlw.go.jp/counsel/>


都道府県労働局
雇用環境・均等部(室)

厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

申請期限

交付申請期限は **令和8年11月30日（月）午後5時** です。

（国の予算額に制約されるため、期限前に受付を締め切ることがあります。）

[▶ ページの先頭へ戻る](#)

活用事例

業界団体を対象とした助成金の活用事例をもとに、団体傘下の中小企業事業主が業務の効率化や働き方の見直しなどを実施して生産性の向上を実現し、労働時間等の設定の改善や、賃金の上げを行った事例を掲載しています。

特に、取組の中心となった人や、取組後の変化、助成金活用のポイント等を分かりやすくまとめています。





- ▶ [PDF 生産性向上のヒント集（2024年3月作成） \[4.5MB\]](#)
- ▶ [PDF 生産性向上のヒント集（2023年3月作成） \[5.0MB\]](#)
- ▶ [PDF 生産性向上のヒント集（2022年3月作成） \[5.5MB\]](#)
- ▶ [PDF 団体のための働き方改革支援ヒント集（2021年9月作成） \[4.4MB\]](#)
- ▶ [PDF 生産性向上のヒント集（2021年3月作成） \[9.4MB\]](#)
- ▶ [PDF 団体支援のヒント集（2021年1月作成） \[5.5MB\]](#)
- ▶ [PDF 生産性向上のヒント集（2020年3月作成） \[6.1MB\]](#)
- ▶ [PDF 団体向け助成金の活用事例（2019年8月作成） \[2.5MB\]](#)
- ▶ [PDF 生産性向上の事例集（2019年1月作成） \[10.0MB\]](#)

[▶ ページの先頭へ戻る](#)

助成内容

※以下の内容は交付要綱や支給要領に定める内容を要約したものです。申請についてご検討される場合は、必ず交付要綱等をご確認ください。

事業主団体等

支給対象となる事業主団体等は、次のいずれかに該当する団体等です。

(1) 事業主団体 …次の1)～5)を全て満たす団体

1) 次のアからクのいずれかに該当すること。

ア 中小企業団体の組織に関する法律第3条に規定する（ア）ないし（コ）のいずれかに該当する団体

（ア）事業協同組合 （イ）事業協同小組合

（ウ）信用協同組合 （エ）協同組合連合会

（オ）企業組合 （カ）協業組合

（キ）商工組合 （ク）商工組合連合会

（ケ）都道府県中小企業団体中央会 （コ）全国中小企業団体中央会

イ 商店街振興組合及び商店街振興組合連合会

ウ 商工会議所、日本商工会議所

エ 商工会、都道府県商工会連合会、全国商工会連合会

オ 生活衛生同業組合、生活衛生同業小組合、生活衛生同業組合連合会

カ 一般社団法人及び一般財団法人

キ 日本甘蔗糖工業会、日本分蜜糖工業会、沖縄県黒砂糖工業会
ク 上記ア～キの事業主団体にいずれも該当しない団体等であって、次の（ア）～（工）の要件をすべて満たす団体

- （ア）団体の目的、組織、運営及び事業内容を明らかにする規約や規則等を有する団体であること。
 - （イ）法人格を有する代表者が置かれているほか、事務局の組織が整備されていること。
 - （ウ）過去の事業活動状況や財政能力からみて、構成事業主における労働時間等の設定の改善に向けた気運の醸成、啓発等の事業を効果的かつ適正に実施できること。
 - （エ）定款や会則等において、構成事業主への指導等の規定を有していること。
- 2) 常時使用する労働者数が10人以上の構成事業主が3以上あること。
3) 1事業年度以上の活動実績があること。
4) 事業主団体自らが労働者災害補償保険の適用事業主であること。
5) 構成事業主のうち中小企業事業主（※）の占める割合が、次の要件を満たすこと。
ア 特定業種等団体については、構成事業主の5分の1を超えていること。
イ 上記アを除く団体 構成事業主の2分の1を超えていること

（2）共同事業主 …次の1）～6）の要件をすべて満たす、複数の事業主により組織された共同体

- 1) 代表事業主及び構成事業主を合わせて、10以上の事業主から組織されること。
- 2) 1年以上の活動実績があること。
- 3) 代表事業主が法人格を有すること。
- 4) 全ての構成事業主の合意に基づく協定書を締結していること。
- 5) 代表事業主が労働者災害補償保険の適用事業主であること。
- 6) 中小企業事業主（※）の占める割合が、構成事業主の2分の1を超えていること。

※中小企業事業主 …次の要件をすべて満たす事業主

- 1 労働者災害補償保険（労災保険）の適用事業主であること。
- 2 資本金の額又は出資の総額及びその常時使用する労働者の数について、表1のいずれかに該当する事業主であること。

（表1）

主たる事業	要件
卸売業	資本金の額若しくは出資の総額が 1億円以下 又は その常時使用する労働者の数が 100人以下
小売業	資本金の額若しくは出資の総額が 5,000万円以下 又は その常時使用する労働者の数が 50人以下
サービス業	資本金の額若しくは出資の総額が 5,000万円以下 又は その常時使用する労働者の数が 100人以下
医療、福祉のうち、病院、診療所、介護老人保健施設、介護医療院（※）	その常時使用する労働者の数が 300人以下
その他の事業	資本金の額若しくは出資の総額が 3億円以下 又は その常時使用する労働者の数が 300人以下

※ 日本標準産業分類 大分類P「医療、福祉」のうち、労働基準法（昭和22年法律第49号。以下「労基法」という。）第141条第1項に規定する医業に従事する医師が勤務する病院（医療法（昭和23年法律第205号）第1条の5第1項に規定する病院をいう。）、診療所（同条第2項に規定する診療所をいう。）、介護老人保健施設（介護保険法（平成9年法律第123号）第8条第28項に規定する介護老人保健施設をいう。）又は介護医療院（同条第29項に規定する介護医療院をいう。）に該当する事業を営む事業主をいう。

改善事業（支給対象となる取組）

いずれか1つ以上実施してください。

- 市場調査
- 新ビジネスモデル開発、実験
- 材料費、水光熱費、在庫等の費用の低減実験（労働費用を除く）
- 下請取引適正化への理解促進等、労働時間等の設定の改善に向けた取引先等との調整
- 販路の拡大等の実現を図るための展示会開催及び出展
- 好事例の収集、普及啓発
- セミナーの開催等
- 巡回指導、相談窓口設置等
- 構成事業主が共同で利用する労働能率の増進に資する設備・機器の導入・更新
- 人材確保に向けた取組

成果目標

以下の「成果目標」の達成を目指して、改善事業を実施してください。

構成事業主の2分の1以上に対して、改善事業又は改善事業の実施結果を活用すること

事業実施期間

交付決定の日から当該年度の2月14日（日）までの間に取組を実施してください

交付額

改善事業の実施に要した費用について、以下のいずれか低い額で支給します。

- 1 対象経費の合計額
- 2 総事業費から収入額を控除した額（※）
- 3 助成上限額 500万円

※ 例えば、試作品を試験的に販売し、収入が発生する場合などが該当します。

[▶ ページの先頭へ戻る](#)

お問い合わせ先（相談窓口）



- ▶ [PDFファイルを見るためには、Adobe Readerというソフトが必要です。Adobe Readerは無料で配布されていますので、こちらからダウンロードしてください。](#)

【別添①】



ひと、くらし、みらいのために
Ministry of Health, Labour and Welfare

令和8年度働き方改革推進支援助成金について（抜粋）

厚生労働省 労働基準局労働条件政策課

Ministry of Health, Labour and Welfare of Japan
9/84

働き方改革推進支援助成金の概要

～令和8年度予算額101億円（助成金全体）～

- 生産性向上に向けた設備投資等の取組に係る費用を助成し、労働時間の削減等に向けた環境整備に取り組む中小企業事業主を支援
- 令和7年度に引き続き「業種別課題対応コース」を設置し、医療機関の働き方改革への取組に対して支援

コース名	成果目標	助成上限額※1、※2（補助率原則3/4（団体推進コースは定額））
業種別課題対応コース （長時間労働等の課題を抱える業種等を支援するため、労働時間の削減等に向けた環境整備に取り組む中小企業事業主に助成） 【日医第176号にて通知済】	建設事業 ①～⑥の何れかを1つ以上	① 36協定の月の時間外・休日労働時間の削減 ② 所定外労働時間の削減 ③ 年休の計画的付与制度の整備 ④ 時間単位の年休の整備及び特別休暇の整備 ⑤ 新規に9時間（※）以上の勤務間インターバル ⑥ 制度を導入 ※自動車運転の業務、医業に従事する医師は10時間以上 ⑦ 所定休日の増加 ⑧ 医師の働き方改革の推進
	自動車運転の業務 ①～⑤の何れかを1つ以上	
	医業に従事する医師 ①～⑤又は⑦の何れかを1つ以上	
	砂糖製造業 （鹿児島県・沖縄県に限る） ①～⑤の何れかを1つ以上	
	その他長時間労働が認められる業種 ①～⑤の何れかを1つ以上	
労働時間短縮・年休促進支援コース （労働時間の削減や年次有給休暇の取得促進に向けた環境整備に取り組む中小企業事業主に助成）	①～③の何れかを1つ以上	①：150万円（月80H超→月60H以下）等 ②：25万円 ③：25万円
勤務間インターバル導入コース （勤務間インターバル制度を導入する中小企業事業主に助成）	新規に9時間以上の勤務間インターバル制度を導入	勤務間インターバルの時間数に応じて、以下のとおり設定 ・9～11H：100万円 ・11H以上：150万円
取引環境改善コース（仮称） （待ち・荷役時間の短縮に向けた取組を行う荷主等の集団に対し助成）	荷主等により構成される集団が、構成員である運送事業者の待ち・荷役時間の短縮に効果を上げること	上限額：100万円
団体推進コース【今回の通知内容】 （傘下企業の生産性の向上に向けた取組を行う事業主団体に対し助成）	事業主団体が、傘下企業のうち1/2以上の企業について、その取組又は取組結果を活用すること	上限額：500万円

○加算制度あり（※取引環境改善コース及び団体推進コースを除く）

<賃金引き上げ> 賃金を引き上げた労働者数及び企業規模に応じて、助成金の上限額に加算（3%以上：6万円～最大60万円、5%以上：24万円～最大480万円、7%以上：36万円～最大720万円）。

<割増賃金率引き上げ> ①割増賃金率を法定より5%以上引き上げた場合、助成金の上限額を25万円加算。

②1ヵ月45時間超60時間以内の時間外労働に対する割増賃金率を50%以上に引き上げる等、一定の要件を満たした場合には、助成金の上限額を100万円加算。

助成対象となる中小企業事業主の要件

- ① 労働者災害補償保険の適用事業主 かつ
- ② 下表のいずれかに該当する中小企業事業主

主たる事業	要件
卸売業	資本金の額若しくは出資の総額が その常時使用する労働者の数が 1 億円以下 又は 100人以下
小売業	資本金の額若しくは出資の総額が その常時使用する労働者の数が 5,000万円以下 又は 50人以下
サービス業	資本金の額若しくは出資の総額が その常時使用する労働者の数が 5,000万円以下 又は 100人以下
医療、福祉のうち、病院、診療所、介護老人保健施設、介護医療院 (※)	その常時使用する労働者の数が 300人以下
その他の事業	資本金の額若しくは出資の総額が 3 億円以下 又は その常時使用する労働者の数が 300人以下

※ 日本標準産業分類 大分類P「医療、福祉」のうち、労働基準法（昭和22年法律第49号。以下「労基法」という。）第141条第1項に規定する医業に従事する医師が勤務する病院（医療法（昭和23年法律第205号）第1条の5第1項に規定する病院をいう。）、診療所（同条第2項に規定する診療所をいう。）、介護老人保健施設（介護保険法（平成9年法律第123号）第8条第28項に規定する介護老人保健施設をいう。）又は介護医療院（同条第29項に規定する介護医療院をいう。）に該当する事業を営む事業主をいう。

令和8年度働き方改革推進支援助成金の見直し事項について

令和8年度における働き方改革推進支援助成金は、企業の「賃上げ」支援のための対応強化、政策課題に応じた取組の重点化、その他運用面の課題改善を目的として、以下の事項について見直しを行う。

●企業の「賃上げ」支援のための対応強化、政策課題に応じた取組の重点化

① 賃上げ加算に係る倍加措置の追加

【業種別、時短、インタ】

より零細な中小企業事業主の賃上げを支援するため、労働者数10人未満の企業における5%及び7%賃上げの加算額を引き上げ(通常の2倍⇒通常の2.5倍)。

④ 成果目標「所定外労働時間の削減」の追加

【業種別】

これまでの成果目標は、特定の制度を導入することが中心であったところ、実際に労働時間を減らしたことも評価できるよ
う、特に長時間労働の実態にある業種を支援する目的の業種別課題対応コースにおいて成果目標として追加。

② 割増賃金加算の新設

【業種別、時短、インタ】

所定割増賃金率の引上げを促すことにより、時間外労働の短縮効果が期待できることから、賃上げ加算に加え、割増賃金率を一定以上引き上げるなどとした中小企業事業主に対する加算を新設。

⑤ インターバルコースの交付・支給要件の緩和

- ① 制度適用対象者に係る要件を緩和(労働者の1/2以上に適用⇒労働者の1/4以上に適用)
- ② 「適用範囲拡大」の取組回数に係る要件を緩和(1回限り⇒2回まで)
- ③ 11時間以上の勤務間インターバルを導入する場合の助成上限額を引き上げ(120万円⇒150万円)

③ 「取引環境改善コース」の新設

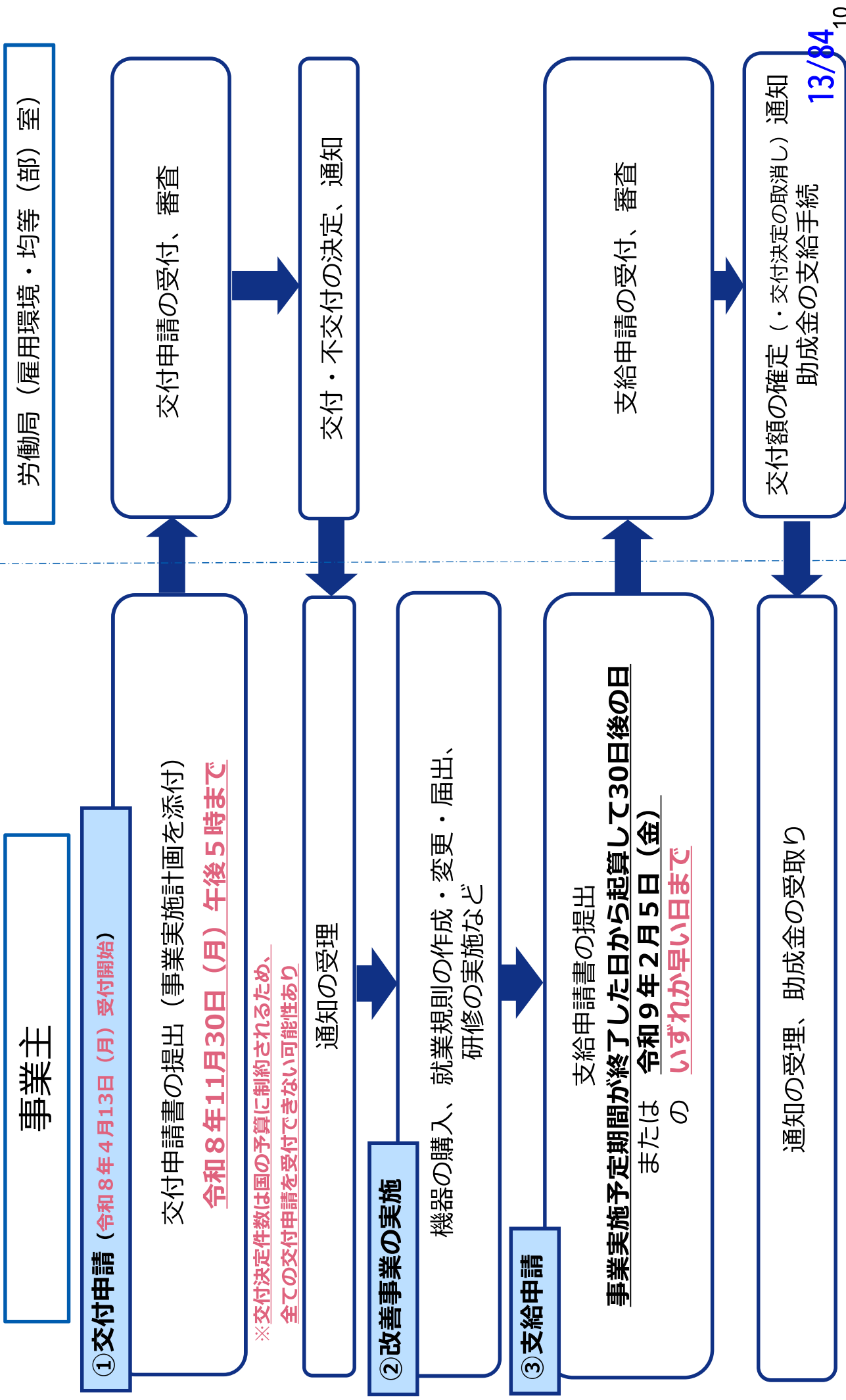
貨物自動車運送事業者の荷待ち・荷役時間の短縮のためには、荷主等を含めた業界全体の取引慣行の改善が肝要。
⇒ 荷主等による集団が運送事業者の荷待ち・荷役時間の短縮に取り組み、成果を上げた場合に助成するコースを新設。

⑥ 上限額の特例・倍加措置の廃止

【業種別、時短、インタ】 賃上げ加算における労働者30人以下・3%引上げの倍加措置を廃止。

【団体】 助成上限額を500万円に統一(広域の取組に係る1,000万円の助成上限額の特例を廃止)。

令和8年度の交付申請等のスケジュール



申請から支給まで（お問い合わせ先）

申請は都道府県労働局の雇用環境・均等部（室）にて対応するため、ご質問はこちらまで。

都道府県労働局（雇用環境・均等部（室）所在地一覧

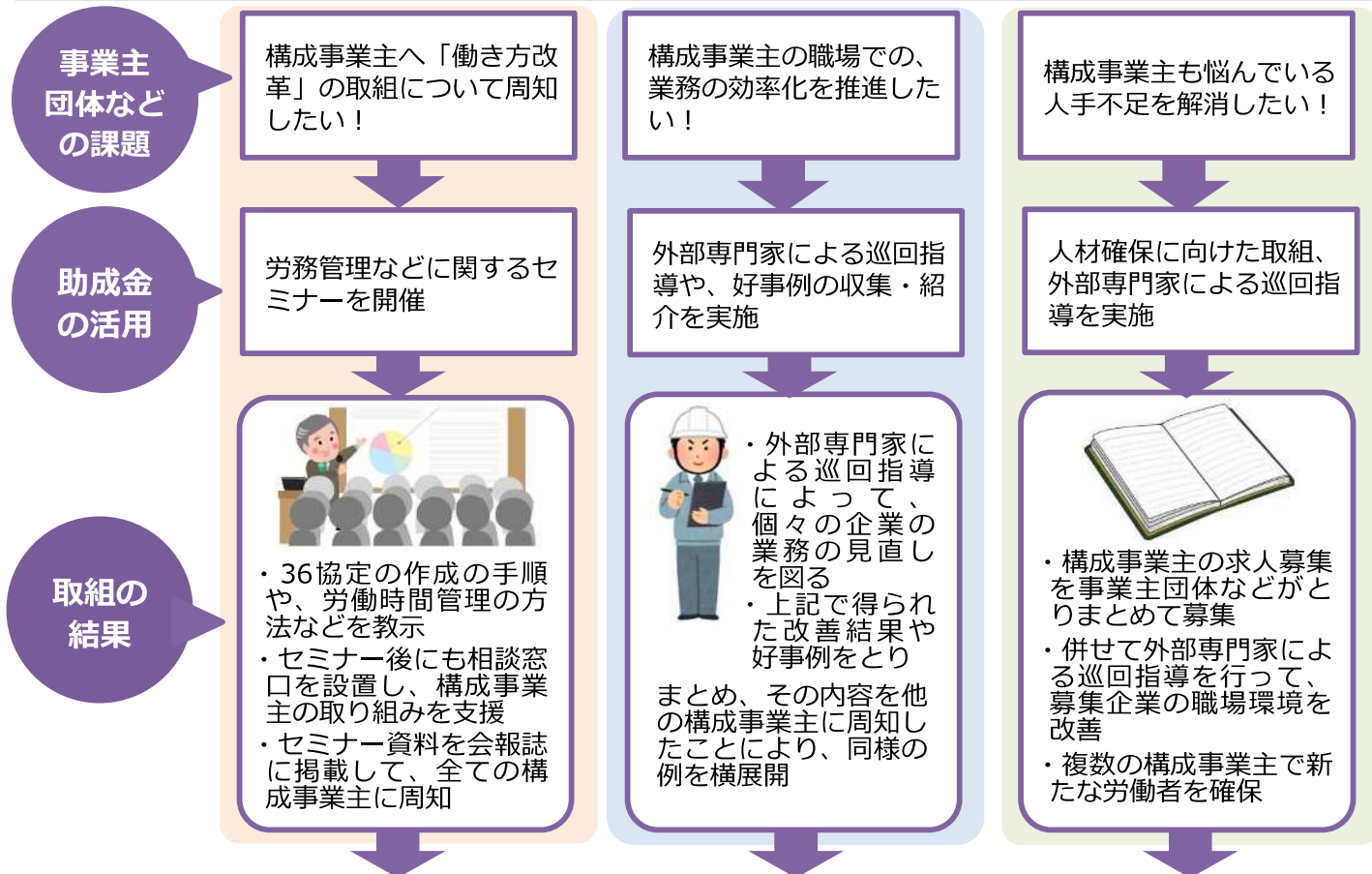
労働局	郵便番号	所在地	電話番号
01北海道労働局	〒 060 - 8566	札幌市北区北8条西2丁目1番1 札幌第一合同庁舎9階	011-788-7874
02青森労働局	〒 030 - 8558	青森市新町2丁目4-25 青森合同庁舎6階	017-734-6651
03岩手労働局	〒 020 - 8522	盛岡市盛岡駅西通1-9-15 盛岡第2合同庁舎5階	019-604-3010
04宮城労働局	〒 983 - 8585	仙台市宮城野区鉄砲町1番地 仙台第4合同庁舎8階	022-299-8834 022-299-8844
05秋田労働局	〒 010 - 0951	秋田市山王7丁目1番3号 秋田合同庁舎4階	018-862-6684
06山形労働局	〒 990 - 8567	山形市香澄町3-2-1 山交ビル3階	023-624-8228
07福島労働局	〒 980 - 8513	福島市花園町5-46 福島第二地方合同庁舎4階	024-536-2777
08茨城労働局	〒 310 - 0801	水戸市桜川2-5-7M2ビル1階 水戸駅前1-8-31 茨城労働総合庁舎	029-246-6371 029-277-8284
09栃木労働局	〒 320 - 0845	宇都宮市明保野町1-4 宇都宮第2地方合同庁舎3階	028-633-2795
10群馬労働局	〒 371 - 8567	前橋市大手町2-3-1 前橋地方合同庁舎8階	027-886-4739
11埼玉労働局	〒 330 - 6016	さいたま市中央区新都心11-2 ランド・アクシス・タワー16階	048-600-6210
12千葉労働局	〒 260 - 8612	千葉市中央区中央4-11-1 千葉第2地方合同庁舎2階	043-306-1860
13東京労働局	〒 102 - 8305	千代田区九段南1-2-1 九段第3合同庁舎4階	03-6883-1100
14神奈川労働局	〒 231 - 8434	横浜市中区北仲通5-57 横浜第2合同庁舎13階	045-211-7357
15新潟労働局	〒 950 - 8625	新潟市中央区美咲町1-2-1 新潟美咲合同庁舎2号館4階	025-288-3527
16富山労働局	〒 930 - 8509	富山市神通本町1-5-5 富山労働総合庁舎4階	076-432-2728
17石川労働局	〒 920 - 0024	金沢市西念3丁目4番1号 金沢駅西合同庁舎6階	076-265-4429
18福井労働局	〒 910 - 8559	福井市春山1丁目1-54 福井春山合同庁舎9階	0776-22-0221
19山梨労働局	〒 400 - 8577	甲府市丸の内1丁目1-11 4階	055-225-2851
20長野労働局	〒 380 - 8572	長野市中御所1-22-1 長野労働総合庁舎4階	026-223-0560
21岐阜労働局	〒 500 - 8723	岐阜市金龍町5丁目13番地 岐阜合同庁舎4階	058-245-1550
22静岡労働局	〒 420 - 8639	静岡市葵区追手町9-50 静岡地方合同庁舎5階	054-254-6320
23愛知労働局	〒 460 - 8507	名古屋市中区三の丸2-5-1 名古屋合同庁舎第2号館2階	052-857-0313
24三重労働局	〒 514 - 8524	津市島崎町327番2 津第2地方合同庁舎2階	059-261-2978

労働局	郵便番号	所在地	電話番号
25滋賀労働局	〒 520 - 0806	大津市打出浜14番15号滋賀労働総合庁舎4階	077-523-1190
26京都労働局	〒 604 - 0846	京都市中京区西替町通御池上ル金取町451 1階	075-275-8087
27大阪労働局	〒 540 - 8527	大阪府中央区大手前4-1-67 大阪合同庁舎第2号館8階	06-6941-4630
28兵庫労働局	〒 650 - 0044	神戸市中央区東川崎町1-1-3 神戸クロスビルタワー15階	078-367-0700
29奈良労働局	〒 630 - 8570	奈良市法蓮町387番地 奈良第三地方合同庁舎2階	0742-32-0210
30和歌山労働局	〒 640 - 8581	和歌山市黒田二丁目3-3 和歌山労働総合庁舎4階	073-488-1170
31鳥取労働局	〒 680 - 8522	鳥取市富安2丁目89-9 2階	0857-29-1701
32島根労働局	〒 690 - 0841	松江市向島町134-10 松江地方合同庁舎5階	0852-20-7007
33岡山労働局	〒 700 - 8611	岡山市北区下石井1-4-1 岡山第2合同庁舎3階	086-224-7639
34広島労働局	〒 730 - 8538	広島市中区上八丁堀6番30号 広島合同庁舎第2号館5階	082-221-9247
35山口労働局	〒 753 - 8510	山口市中河原町6-16 山口地方合同庁舎2号館5階	083-995-0390
36徳島労働局	〒 770 - 0851	徳島市徳島町城内6番地6 徳島地方合同庁舎4階	088-652-2718
37香川労働局	〒 760 - 0019	高松市サンポート3番33号 高松サンポート合同庁舎北館2階	087-811-8924
38愛媛労働局	〒 790 - 8538	松山市若草町4番地3 松山若草合同庁舎6階	089-935-5222
39高知労働局	〒 781 - 9548	高知市南金田1番39号 4階	088-885-6041
40福岡労働局	〒 812 - 0013	福岡市博多区博多駅東2丁目11番1号 福岡合同庁舎新館4階	092-411-4717
41佐賀労働局	〒 840 - 0801	佐賀市駅前中央3丁目3番20号 佐賀第2合同庁舎5階	0952-32-7218
42長崎労働局	〒 850 - 0033	長崎市万才町7-1 TBM長崎ビル3階	095-801-0050
43熊本労働局	〒 860 - 8514	熊本市西区春日2-10-1 熊本地方合同庁舎6棟9階	096-352-3865
44大分労働局	〒 870 - 0037	大分市東春日町17番20号 大分第2ソフィアプラザビル3階	097-532-4025
45宮崎労働局	〒 880 - 0805	宮崎市通東3丁目1番22号 宮崎合同庁舎4階	0985-38-8821
46鹿児島労働局	〒 892 - 8535	鹿児島市山下町13番21号 鹿児島合同庁舎2階	099-222-8446
47沖縄労働局	〒 900 - 0006	那覇市おもむきまち2-1-1 那覇第2地方合同庁舎1号館3階	098-868-4403

令和8年度「働き方改革推進支援助成金」 【別添②】 団体推進コースのご案内

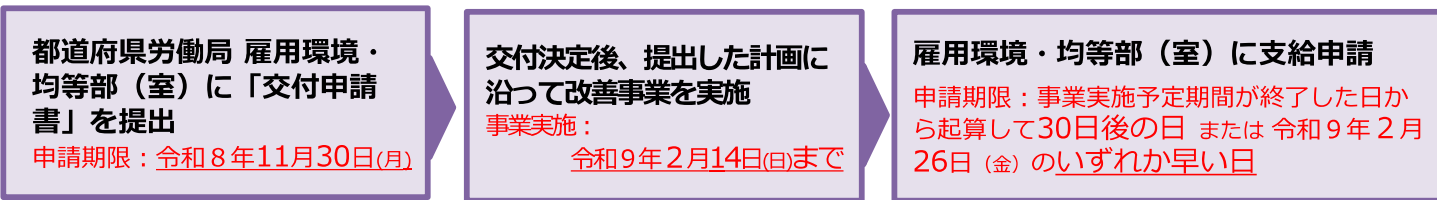
令和2年4月1日から、中小企業に、**時間外労働の上限規制**が適用されています。
このコースでは、事業主団体などが、その傘下の事業主のうち、労働者を雇用する事業主（以下「構成事業主」といいます）の労働条件の改善のために、時間外労働の削減や賃金引き上げに向けた取組を実施した場合に、重点的に助成金を支給します。

課題別にみる助成金の活用事例



中小企業における労働時間等の設定改善の推進に向けて、環境を整備！

ご利用の流れ



(注意) 本助成金は国の予算額に制約されるため、**11月30日以前に、予告なく受付を締め切る場合があります。**

助成内容について詳しくは、裏面をご覧ください。

ご不明な点やご質問がございましたら、企業の所在地を管轄する働き方改革推進支援センター または 都道府県労働局 雇用環境・均等部（室）にお尋ねください。電子申請システムによる申請も可能です。(<https://www.jgrants-portal.go.jp/>)



働き方改革推進支援センター



都道府県労働局



申請様式など



電子申請システム「J Grants」

団体推進コースの助成内容

対象事業主

以下のいずれかに該当する事業主団体など^(※1)です。

- ① 3者以上で構成され、かつ1年以上の活動実績があるなどの要件を満たす事業主団体
ア 法律で規定する団体（事業協同組合、事業協同小組合、信用協同組合、協同組合連合会、企業組合、協業組合、商工組合、商工組合連合会、都道府県中小企業団体中央会、全国中小企業団体中央会、商店街振興組合、商店街振興組合連合会、商工会議所、商工会、生活衛生同業組合、一般社団法人および一般財団法人）、鹿児島県及び沖縄県における砂糖を製造する事業に関連する団体
イ 上記以外の事業主団体（一定の要件有）
- ② 10者以上で構成され、かつ1年以上の活動実績がある共同事業主
共同する全ての事業主の合意に基づく協定書を締結しているなどの要件を満たすこと。

(※1) 事業主団体などが労働者災害補償保険の適用事業主であり、中小企業事業主の占める割合が、構成事業主全体の2分の1を超える必要があります。

<中小企業事業主の要件>

業種	A 資本または出資額	B 常時使用する労働者
小売業 (飲食店を含む)	5,000万円以下	50人以下
サービス業 (※2)	5,000万円以下	100人以下
卸売業	1億円以下	100人以下
その他の業種	3億円以下	300人以下

(※2) 医業に従事する医師が勤務する病院、診療所、介護老人保健施設、介護医療院については常時使用する労働者数が300人以下の場合は、中小企業事業主に該当します。

改善事業（助成対象となる取組）

- ① 市場調査
- ② 新ビジネスモデルの開発、実験
- ③ 材料費、水光熱費、在庫などの費用の低減実験（労働費用を除く）
- ④ 取引適正化への理解促進など、労働時間などの設定の改善に向けた取引先との調整
- ⑤ 販路の拡大などの実現を図るための展示会開催および出展
- ⑥ 好事例の収集、普及啓発
- ⑦ セミナー^(※3)の開催など
- ⑧ 巡回指導、相談窓口の設置など
- ⑨ 構成事業主が共同で利用する労働能率の増進に資する設備・機器の導入・更新の事業
- ⑩ 人材確保に向けた取組

(※3) 勤務間インターバル制度に関する事項を含みます。

成果目標

「成果目標」の達成を目指して、上記「改善事業」を実施してください。

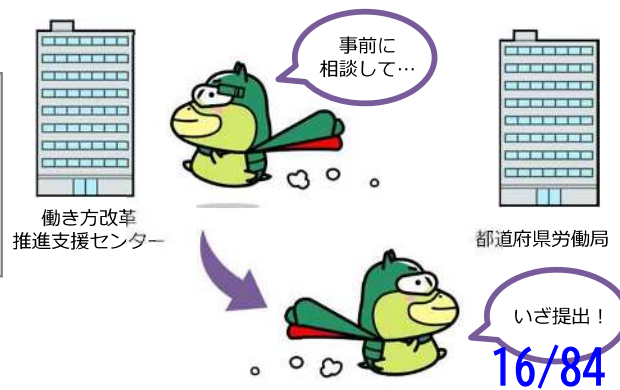
助成対象となる取組内容について、事業主団体などが事業実施計画で定める**時間外労働の削減または賃金引上げに向けた改善事業を行い、構成事業主の2分の1以上に対してその取組または取組結果を活用すること。**

助成上限額と助成額

上記「成果目標」の達成状況に応じて、左記「改善事業」の実施に要した経費の一部を助成します。

助成額	以下のいずれか低い方の額 ① 対象経費の合計額 ② 総事業費から収入額を控除した額 ^(※4) ③ 上限額： 500万円
-----	--

(※4) 例えば、試作品を試験的に販売し、収入が発生する場合などが該当します。



【別添③】

働き方改革推進支援助成金交付要綱 (団体推進コース)

(通則)

第1条 働き方改革推進支援助成金団体推進コース（以下「本助成金」という。）については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号。以下「適正化法」という。）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号。以下「施行令」という。）及び厚生労働省所管補助金等交付規則（平成12年^{厚生省}_{労働省}令第6号）の規定によるほか、この交付要綱の定めるところによる。

(交付の目的及び関係書類の提示及び監査)

第2条 本助成金は、事業主団体又はその連合団体（以下「事業主団体」という。）が、その傘下の事業主のうち労働者を雇用する事業主（以下「構成事業主」という。）の労働者の時間外労働の削減等労働条件の改善のため、時間外労働の削減や賃金引上げに資する取組として、構成事業主の労働時間等の設定の改善の推進に向けた環境を整備した事業主団体等に重点的に助成金を支給することにより、中小企業における労働時間等の設定の改善の推進に向けた環境を整備することを目的とする。

2 所轄都道府県労働局長（以下「労働局長」という。）は、本助成金の支給事務の適正な運営を確保するために必要と認めるときは、所属の職員に、事業主団体等及び構成事業主に対して、関係書類の提示を求めさせ、又は監査させることができる。

(定義)

第3条 この交付要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 事業主団体等 別に定める事業主団体若しくはその連合団体又は共同事業主

(2) 構成事業主 事業主団体等の傘下の事業主のうち労働者を雇用する事業主

(改善事業及び助成対象経費)

第4条 本助成金は、事業主団体等が、時間外労働の削減又は賃金引上げに向けて次に掲げる事業(以下「改善事業」という。)を実施するために必要な経費のうち、第3項で定める経費(以下「助成対象経費」という。)について予算の範囲内で交付する。

- (1) 市場調査
- (2) 新ビジネスモデル開発、実験
- (3) 材料費、水光熱費、在庫等の費用の低減実験(労働費用を除く。)
- (4) 取引適正化への理解促進等、労働時間等の設定の改善に向けた取引先等との調整
- (5) 販路の拡大等の実現を図るための展示会開催及び出展
- (6) 好事例の収集、普及啓発
- (7) セミナー(勤務間インターバルに係る事項を含む。)の開催等
- (8) 巡回指導、相談窓口の設置等
- (9) 構成事業主が共同で利用する労働能率の増進に資する設備・機器の導入・更新
- (10) 人材確保に向けた取組

2 第2条の目的に照らし、次の内容を含むものは、その限りにおいて前項の改善事業とすることはできない。

- (1) 法令等で義務づけられている措置に係る内容
- (2) 単なる経費削減を目的とした内容
- (3) 単なる労働者の不快感の軽減や作業快適化を図ることを目的とした内容
- (4) 労務管理に関する専門的知識を自ら活用できる事業場(社会保険労務士事務所等)について、国の支援を要さずに取り組むことが可能である内容
- (5) 構成事業主が自ら行うべき内容を事業主団体等が単に代行するに過ぎない内容
- (6) 日本国外で実施する内容(ただし、砂糖製造業の事業主団体等が実施する改善事業を除く。)
- (7) 事業実施予定期間(第1項に定める改善事業を実施する期間として第14条を踏まえて事業主団体等が予定し、第8条の交付決定を得た期間をいう。以下同じ。)ではない期間に実施する内容

3 助成対象経費の区分は、交付決定日から支給申請日までの期間において実際に支出した費用であり、かつ、第1項に掲げる改善事業

の実施に要した費用のうち、謝金、旅費、借損料、会議費、雑役務費、印刷製本費、原材料費、広告宣伝費、展示会等出展費、通信運搬費、機械装置等購入費、造作費、備品費、委託費及び試作・実験費とする。

(成果目標)

第5条 事業主団体等は、前条第1項の改善事業を実施するに当たり、構成事業主の2分の1以上に対して、改善事業又は改善事業の実施結果を活用することを成果目標として設定し、その達成に向けた内容とすること。

(交付額及び助成上限額)

第6条 本助成金の交付額は、1事業主団体等当たり500万円を上限とし、第4条第1項の改善事業の実施に要した費用の合計額、総事業費から収入額（寄付金を除く。）を控除した額及び500万円のうち、いずれか最も低い額とする。ただし、算出された交付額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

(交付申請)

第7条 本助成金の交付を受けようとする事業主団体等は、様式第1号、事業実施計画及び別に定める添付書類を労働局長に提出することにより、事業実施年度の11月30日午後5時までに交付申請を行わなければならない。ただし、大規模なシステム障害や自然災害等事業主団体等の責めに帰すべきでない事由による期日後の交付申請については、続く改善事業の実施に支障がないと見込まれる限りにおいて、労働局長はこれを受理すること。

2 事業実施年度における国の予算の状況により、前項の期日は予告なく変更する場合がある。

(交付決定等)

第8条 労働局長は、前条の規定による交付申請があった場合は、必要に応じて現地調査等を行いつつこれを審査し、労働者災害補償保険法施行規則（昭和30年労働省令第22号）第39条第1号に基づき、事業主団体等が改善事業を実施することが適当であると認めるときは、交付の決定（以下「交付決定」という。）を行い、様式第2号により事業主団体等に通知するものとする。

- 2 労働局長は、代理人又は社会保険労務士法施行規則（昭和43年厚生省労働省令第1号。以下「社労士則」という。）第16条第2項に規定する提出代行者若しくは同則第16条の3に規定する事務代理者による交付申請の場合、交付決定通知等については、これらの代理人等ではなく、事業主団体等に対して通知する。
- 3 労働局長は、事業主団体等が改善事業を実施することは適当でないと認めた場合は、不交付の決定（以下「不交付決定」という。）を行い、様式第3号により、当該事業主団体等に通知するものとする。
- 4 労働局長は、交付申請のあった日から、原則として1箇月以内に交付決定又は不交付決定を行うものとする。
- 5 労働局長は、次の場合には交付決定を行わないものとする。
- (1) 交付申請の内容が、本交付要綱及び別に定める交付要件を満たさない場合
 - (2) 事業実施年度における全国の交付申請額の総額が、当年度における国の予算額を超過するおそれがある場合
 - (3) 事業主団体等（共同事業主については代表事業主）が、交付申請日の前日から起算して過去5年間に、業務改善助成金又は労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）第3章の2若しくは雇用保険法（昭和49年法律第116号）第4章に基づき支給される給付金（以下「他の助成金等」という。）について、不正に受給した場合又は不正に受給しようとした場合
 - (4) 代理人又は事務代行等を行う社会保険労務士が、過去5年間等に、第23条第2項に基づく交付決定の取消し又は他の助成金等を不正に受給したことの理由となった不正行為に関与した場合
 - (5) 事業主団体等（共同事業主については代表事業主）又はその役員等のうちに、過去5年間等に、第23条第2項に基づく交付決定の取消し又は他の助成金等を不正に受給したことの理由となった不正行為に関与した者がある場合
 - (6) 事業主団体等（共同事業主については代表事業主）又はその役員等のうちに暴力団員に該当する者がいる場合、暴力団員が経営に実質的に関与している場合及びこれらの事業場であると知りながら、これを不当に利用するなどしていると認められた場合
 - (7) 事業主団体等（共同事業主については代表事業主）が、交付申請日の前日から起算して過去1年間に、労働基準関係法令等に係る法令違反を行ったことが明らかである場合

- (8) 事業主団体等（共同事業主については代表事業主）が交付決定までに倒産等した又は事業実施年度内に倒産する見込みが相当程度ある場合
- (9) 事業主団体等（共同事業主については代表事業主）が、事業実施年度の前年度より前のいずれかの保険年度において労働保険料を滞納し、現在まで滞納が解消されていない場合
- (10) 改善事業の受託者が、事業主団体等（共同事業主については代表事業主）本人、申請代理人又はこれと同一視できる者である場合
- (11) 事業主団体等の事業活動状況に問題がある場合、財政が健全でない場合
- (12) その他、事業主団体等が改善事業を行うことは適切でないとして労働局長が認める場合

6 交付決定については、次の制限及び調整を行うものとする。

- (1) 労働局長は、同一年度内に、同一の改善事業又は成果目標について、国又は地方公共団体から他の補助金（間接補助金を含む。）の交付を受けている場合は、同一の事業主団体等について交付決定を行わないものとする。
- (2) 労働局長は、同一年度内の交付申請である場合には、同一の事業主団体並びに同一の事業主若しくは事業主団体を含む共同事業主について、2回以上の交付決定を行わないものとする。同一の事業主団体等が不交付決定を受けた場合、既に受けた交付決定の全部又は一部を取り消した場合及び同一年度において既に交付決定を受けた事業主団体が、別に共同事業主の構成事業主として交付申請を行った場合も同様とする。

（決定通知後の申請の取下げ）

第9条 事業主団体等は、交付決定の内容又はこれに付された条件に対して不服があることにより、交付申請を取り下げようとするときは、前条の通知を受けた日から15日以内に、その旨を記載した書面を労働局長に提出しなければならない。

（契約等）

第10条 事業主団体等は改善事業を実施するため、売買、請負その他の契約をする場合、1件あたり10万円以上を要するものについては、一般の競争に付さなければならない。ただし、改善事業の運営上、一般の競争に付することが困難若しくは不適當である場合又は1件当たり10万円未満の売買、請負その他の契約については、指名

競争に付し、又は随意契約をすることができる。

(事業実施期間)

第11条 事業主団体等が改善事業を実施することができる期間は、原則として、交付決定の日から当該年度の2月14日までの期間とする。ただし、会計年度独立の原則（財政法（昭和22年法律第34号）第12条）の遵守に支障が生じない限りにおいて、交付決定等により、労働局長がこれと異なる期間について決定することを妨げるものではない。

(交付決定内容の変更)

第12条 事業主団体等は、第8条第1項の交付決定を受けた内容を変更しようとする場合は、あらかじめ様式第4号を労働局長に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、軽微な変更の場合又は交付決定を受けた助成対象経費の配分の10%未満の範囲で助成対象経費を流用する場合は、この限りでない。

2 第18条第1項の規定は、前項の事業実施計画変更申請の規定について準用する。

3 労働局長は、第1項の規定による変更の申請があった場合は、必要に応じて現地調査等を行いつつこれを審査し、申請の内容が適当であると認めるときは、事業実施計画変更承認の決定を行い、様式第5号により事業主団体等に通知するものとする。このとき、労働局長は、必要に応じ交付決定の内容を変更し、又は条件を付することができる。

4 労働局長は、申請の内容が適当でないときと認められた場合は、事業実施計画変更不承認の決定を行い、様式第6号により、事業主団体等に通知するものとする。

(改善事業の自主的な中止又は廃止)

第13条 事業主団体等は、改善事業を中止又は廃止しようとする場合は、あらかじめ様式第7号を労働局長に提出し、その承認を受けなければならない。

2 労働局長は、第1項の規定による中止又は廃止の申請があった場合は、これを審査し、申請の内容が適当であると認めるときは、様式第7号の2により、事業主団体等に通知するものとする。

3 中止した改善事業を再開させようとする場合、事業主団体等は第12条第1項に基づき事業実施計画変更申請を行い、事業実施予定期

間等の変更について、労働局長の承認を得なければならない。

(事業遅延の届出)

第14条 事業主団体等は、地震、津波、風水害等の災害その他避けることのできない事由により、やむを得ず、改善事業が事業実施予定期間内に実施できないと見込まれる場合又は改善事業の遂行が困難となった場合においては、あらかじめ様式第8号を労働局長に提出し、その指示を受けなければならない。

(状況報告)

第15条 事業主団体等は、改善事業の実施状況について、労働局長から報告を求められた場合には、速やかに様式第9号を労働局長に提出しなければならない。

(支給申請)

第16条 改善事業を実施した事業主団体等は、様式第10号、様式第11号及び別に定める添付書類を労働局長に提出することにより、事業実施予定期間の終期から起算して30日後の日又は交付決定を受けた日の属する年度の2月26日のいずれか早い日までに、改善事業の実施結果の報告及び支給の申請（以下「支給申請」という。）を行わなければならない。ただし、大規模なシステム障害や自然災害等事業主団体等の責めに帰すべきでない事由による期日後の支給申請については、会計年度独立の原則の遵守に支障がないと見込まれる限りにおいて、労働局長はこれを受理すること。

2 前項の期限について、労働局長の別段の承認を受けたときは、その期限によることができる。

(交付額の確定等)

第17条 労働局長は、前条の規定による支給申請があった場合、必要に応じて現地調査等を行いつつこれを審査し、改善事業を実施した結果が交付決定の内容又は第12条に基づく計画変更の承認内容及びこれに付した条件（以下「交付決定の内容等」という。）に適合すると認めるときは、交付すべき助成金の額を確定（以下「交付額の確定」という。）し、様式第12号により、当該事業主団体等に通知するものとする。

2 労働局長は、代理人又は社労士則第16条第2項に規定する提出代行者若しくは同則第16条の3に規定する事務代理者の場合、交付決

定通知等については、これらの代理人等ではなく、事業主団体等に対して通知することとする。

- 3 労働局長は、支給申請のあった日から、原則として1箇月以内に交付額の確定等を行うものとする。
- 4 労働局長は、次の場合には交付額の確定を行わないこととする。
 - (1) 支給申請が交付決定の内容等に適合しないと認めるとき
 - (2) 支給申請が支給申請の審査について別に定める要件を満たさないとき

(消費税仕入控除税額の取扱)

第18条 事業主団体等は、第7条の交付申請を行うに当たり、当該助成金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（助成対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額をいう。以下「消費税仕入控除税額」という。）を減額して交付申請を行わなければならない。ただし、交付申請時において当該消費税仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りでない。

- 2 労働局長は、第8条の交付決定を行うに当たり、前項により消費税仕入控除税額について減額して交付申請がなされたものについては、これを審査し、適当と認めた場合は、当該消費税仕入控除税額を減額するものとする。
- 3 労働局長は、第1項ただし書きによる交付申請がなされたものについては、消費税仕入控除税額について、助成金の額の確定において減額を行うこととし、その旨の条件を付して交付決定を行うものとする。
- 4 事業主団体等は、第15条の状況報告又は第16条の支給申請を行うに当たり、消費税仕入控除税額が明らかな場合には、当該消費税仕入控除税額を減額して報告しなければならない。

(消費税仕入控除税額の確定に伴う助成金の返還)

第19条 事業主団体等は、改善事業実施後に、消費税及び地方消費税の申告により、消費税仕入控除税額が確定した場合（消費税仕入控除税額が0円の場合を含む。）は、様式第13号により速やかに、遅くとも事業実施年度の翌々年度6月末日までに労働局長に報告しなければならない。ただし、前条第4項により、当該消費税仕入控除

税額を減額して状況報告を行った場合には、この限りでない。

- 2 労働局長は、前項の報告があった場合には、様式第14号により、当該消費税仕入控除税額の全部又は一部の返還を命ずるものとする。ただし、消費税仕入控除額が0円の場合はこの限りでない。
- 3 前項に基づく消費税仕入控除税額の返還の納付期限は、当該命令のなされた日から20日以内とする。期限内に納付がない場合は、未納に係る金額に対して、その未納に係る期間に応じて年利3%の割合で計算した延滞金を徴するものとする。

(交付決定の取消等)

第20条 労働局長は、次に掲げる場合には、第8条の交付決定の全部若しくは一部を取り消し又は変更することができる。

- (1) 事業主団体等が、本要綱又は法令若しくは本要綱に基づく労働局長の処分若しくは指示に違反した場合
 - (2) 事業主団体等が、偽りその他不正の行為により本来受けることのできない状況であるにもかかわらず、本助成金を受け、又は受けようとした場合（以下「不正受給」という。）
 - (3) 交付決定後に生じた事情の変更等により、改善事業の全部又は一部を実施又は継続する必要がなくなった場合
 - (4) その他、交付決定後に生じた事情により、当該事業主に本助成金の交付を行うことが適切でないとして労働局長が認める場合
- 2 労働局長は、支給申請が次のいずれかに該当する場合には、第8条の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。ただし、支給申請が(1)に該当する場合に限り、労働局長は、第8条の交付決定の全部若しくは一部を取り消すことに加え、交付決定を変更することもできる。
- (1) 労働局長が定める期限までに、不足又は不備のない支給申請が行われない場合（前項第1号に該当する場合を除く。第17条第4項の事由により交付額の確定を行わないまま、労働局長が定める期限を経過した場合を含む。）
 - (2) 申請者が事業主団体等でなくなったことを確認した場合
 - (3) 事業主団体等が、交付決定後において、業務改善助成金又は労働者災害補償保険法第3章の2若しくは雇用保険法第4章の規定により支給される給付金について、不正に受給した場合又は不正に受給しようとした場合
 - (4) 事業主団体等が、交付決定後において、労働基準関係法令等に係る法令違反を行ったことが明らかである場合

(5) 事業主団体等が、交付決定後において、倒産した又は事業実施年度内に倒産する見込みが相当程度生じた場合

(6) 改善事業の受託者が、事業主団体等本人、申請代理人またはこれと同一視できる者である場合

3 労働局長は、第1項及び第2項のいずれかに該当するとして、交付決定の全部を取消し又は変更した場合は、様式第3号の2により、事業主団体等に通知する。

4 労働局長は、交付決定額の一部を支給しない処分を行おうとする場合には、様式第3号の2により交付決定の内容を変更するとともに、第17条に基づき、様式第12号により交付額の確定を通知すること。

(助成金の返還、加算金及び延滞金)

第21条 労働局長は、前条第1項に基づき交付決定の取消しをした場合において、当該取消しに係る部分の助成金が既に支給されているときは、期限を付して、当該助成金の全部又は一部の返還を命ずるものとし、様式第14号により事業主団体等に通知する。

2 労働局長は、前項の返還を命ずる場合、当該命令に係る助成金を事業主団体等が受領した日から納付の日までの期間に応じて、年利10.95%の割合で計算した加算金の納付を、併せて命ずるものとする。

3 第1項に基づき返還を命じる助成金及び前項の加算金の納付期限は、当該命令のなされた日から20日以内とし、期限内に納付がない場合は、未納に係る金額に対して、その未納に係る期間に応じて年利10.95%の割合で計算した延滞金を徴するものとする。

(公表)

第22条 労働局長は、本助成金の支給に係る適正な履行を担保し、不正受給を予防するため、事業主団体等の行った不正受給が特に重大又は悪質なものであると認められる場合、下記(1)ないし(3)を公表すること。

(1) 不正受給を行った事業主団体等の名称及び代表者の氏名

(2) 不正受給に係る助成金の名称、交付決定を取り消した年月日並びに返還を命じた額及び返還状況

(3) 不正受給の内容

(財産の管理等)

第23条 事業主団体等は、助成対象経費により取得し、又は効用の増加した財産（以下「取得財産等」という。）については、改善事業の実施後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、助成金交付の目的に従って、その効率的な運用を図らなければならない。

- 2 取得財産等を処分することにより、収入があり、又はあると見込まれるときは、その収入の全部又は一部を国に納付させることがある。

（財産の処分の制限）

第24条 取得財産等のうち、施行令第13条第4号の規定により、厚生労働大臣が定める機械及び重要な器具は、取得価格又は効用の増加価格が30万円を超える機械、重要な器具及びその他の財産とする。

- 2 事業主団体等は、施行令第14条第1項第2号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間中において、処分を制限された取得財産等を処分しようとするときは、あらかじめ労働局長の承認を受けなければならない。

- 3 前条第2項の規定は、前項の承認をする場合において準用する。

（助成金の経理）

第25条 事業主団体等は、改善事業についての収支簿を備え、他の経理と区分して、改善事業の収入額及び支出額を記載し、助成金の使途を明らかにしておかなければならない。

- 2 事業主団体等は、前項の支出額について、その支出内容を証する書類を整備し、前項の収支簿とともに、第17条に基づく交付額の確定の日の属する年度の終了後、5年間保管しなければならない。ただし、改善事業により取得し、又は効用の増加した財産がある場合は、前記の保管期間にかかわらず、当該財産の財産処分が完了する日、又は施行令第14条第1項第2号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過する日のいずれか遅い日まで、保管しておかなければならない。

（電子情報処理組織による申請等）

第26条 事業主団体等は、第7条第1項に基づく交付の申請、第9条に基づく申請の取下げ、第12条第1項に基づく計画の内容の変更、第13条第1項に基づく改善事業の自主的な中止又は廃止、第14条

に基づく事業遅延の届出、第15条に基づく状況報告、第16条に基づく支給申請、第19条第1項に基づく消費税仕入控除税額の確定に伴う報告又は第24条第2項に基づく財産の処分の承認申請については、電子情報処理組織を使用する方法（適正化法第26条の3第1項の規定に基づき厚生労働大臣が定めるものをいう。以下同じ。）により行うことができる。

（電子情報処理組織による処分通知等）

第27条 労働局長は、第8条に基づく交付決定等、第12条第3項に基づく承認、第13条第1項に基づく承認、第17条に基づく交付額の確定等、第19条第2項の規定に基づく返還命令、第20条に基づく交付決定の取消し若しくは変更、第21条第1項に基づく返還命令、第23条第2項に基づく納付命令（第24条第3項により準用する場合を含む。）又は第24条第2項に基づく承認について、事業主団体等が書面による通知等を受けることをあらかじめ求めた場合を除き、当該通知等について、電子処理組織を使用する方法により行うことができる。

（その他）

第28条 本助成金の交付及び支給に関するその他必要な事項は、厚生労働省労働基準局長が別途定める。

（附則）

この要綱の規定は、令和8年4月13日以降に行われた交付申請等について適用する。

(団体推進コース)

様式第1号(続紙1-2)

2-2 共同事業主の場合

(5) 構成事業主	ア 傘下の事業主のうち労働者を雇用する事業主(構成事業主)数	事業主																					
	イ 中小企業事業主に該当する構成事業主の数																						
	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 25%;">主たる事業</th> <th style="width: 50%;">要件</th> <th style="width: 25%;">構成事業主数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">卸売業</td> <td>資本金の額若しくは出資の総額が1億円以下 又は その常時使用する労働者の数が 100人以下</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">小売業</td> <td>資本金の額若しくは出資の総額が5,000万円以下 又は その常時使用する労働者の数が 50人以下</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">サービス業</td> <td>資本金の額若しくは出資の総額が5,000万円以下 又は その常時使用する労働者の数が 100人以下</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">医療、福祉のうち、病院、診療所、介護老人保健施設、介護医療院(※)</td> <td>その常時使用する労働者の数が 300人以下</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">その他の事業</td> <td>資本金の額若しくは出資の総額が3億円以下 又は その常時使用する労働者の数が 300人以下</td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: right;">合計</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	主たる事業	要件	構成事業主数	卸売業	資本金の額若しくは出資の総額が1億円以下 又は その常時使用する労働者の数が 100人以下		小売業	資本金の額若しくは出資の総額が5,000万円以下 又は その常時使用する労働者の数が 50人以下		サービス業	資本金の額若しくは出資の総額が5,000万円以下 又は その常時使用する労働者の数が 100人以下		医療、福祉のうち、病院、診療所、介護老人保健施設、介護医療院(※)	その常時使用する労働者の数が 300人以下		その他の事業	資本金の額若しくは出資の総額が3億円以下 又は その常時使用する労働者の数が 300人以下		合計			
主たる事業	要件	構成事業主数																					
卸売業	資本金の額若しくは出資の総額が1億円以下 又は その常時使用する労働者の数が 100人以下																						
小売業	資本金の額若しくは出資の総額が5,000万円以下 又は その常時使用する労働者の数が 50人以下																						
サービス業	資本金の額若しくは出資の総額が5,000万円以下 又は その常時使用する労働者の数が 100人以下																						
医療、福祉のうち、病院、診療所、介護老人保健施設、介護医療院(※)	その常時使用する労働者の数が 300人以下																						
その他の事業	資本金の額若しくは出資の総額が3億円以下 又は その常時使用する労働者の数が 300人以下																						
合計																							
(6) 1年以上の活動実績がある		<input type="checkbox"/>																					
(7) 全ての構成事業主の合意に基づく協定書を締結している		<input type="checkbox"/> 協定年月日 [. .]																					
(8) 過去5年間に助成金の不正受給を行っていない		<input type="checkbox"/>																					
(9) 暴力団関係団体等に該当しない		<input type="checkbox"/>																					
(10) 交付申請日の前日から起算して過去1年間に、労働基準関係法令等に係る法令違反を行っていない		<input type="checkbox"/>																					
(11) 現に倒産しておらず、かつ、R8.4.1~R9.3.31の間に倒産の見込みもない		<input type="checkbox"/>																					
(12) R8.3.31以前に、労働保険料を滞納したことがない		<input type="checkbox"/> 滞納したことがない <input type="checkbox"/> 滞納したことはあるが、現在は解消している																					
(13) 本年度において、国や地方公共団体からの他の補助金(間接補助金を含む)・助成金を申請している又は受給した		<input type="checkbox"/> 申請も受給もしていない <input type="checkbox"/> 申請している(審査中) 補助金の名称 [] <input type="checkbox"/> 受給した 補助金の名称 [] 受給した時期 年 月頃																					

(14) 本助成金の振込を希望する口座			
金融機関名			支店名
口座の種類	<input type="checkbox"/> 普通 <input type="checkbox"/> 当座	口座番号 (右詰め)	
口座名義 (カタカナ)			

※ 以下の項目は、いずれの選択肢を選んでも、本助成金の審査には影響しません。
 ※ 全ての構成事業主が、建設業に対しての発注者・施主、運送業に対しての荷主、また構成事業主の労働者が医師に対しての患者となる可能性があります。業種等にかかわらず、すべての申請者がご確認ください。

<p>(15) 各業種等の取引改善等に向け、全ての傘下企業に対し、以下の事項について呼びかけを行う</p> <p>【建設業】 発注者・施主となった場合、週休2日工事の推進のため、<u>著しく短い工期による契約締結を行わないこと。</u></p> <p>【自動車】 荷主となった場合、運送契約の締結等に際して、<u>提供する役務の内容やその対価(附帯業務料、燃料サーチャージ等を含む。)等について記載した書面を交付すること。</u></p> <p>【医師】 病院・診療所の診療時間内に診療ができるように、<u>労働者の休暇取得に配慮すること。また、労働者に対し、病院・診療所の診療時間内に受診するように呼びかけを行うこと。</u></p>	<input type="checkbox"/> 協力する <input type="checkbox"/> 協力しない
---	---

(団体推進コース)

様式第1号別添(続紙)

2 助成対象経費

(1) 経費区分			
謝金	円	展示会等出展費	円
旅費	円	通信運搬費	円
借損料	円	機械装置等購入費	円
会議費	円	造作費	円
雑役務費	円	備品費	円
印刷製本費	円	委託費	円
原材料費	円	試作・実験費	円
広告宣伝費	円	経費区分計	円
(2) 総事業費から収入額を控除した額			円
総事業費			円
収入額(見込)			円
(3) 国庫補助所要額(改善事業の実施に要する費用) ※上記(1)、(2)又は助成上限額のいずれか低い額を記入			万円 (1,000円未満切捨て)

3 消費税仕入控除税額に関する事項

(1) 上記2(3)の算定方法	
<input type="checkbox"/> ①消費税仕入控除税額を除いて(税抜で)国庫補助所要額を算定	
<input type="checkbox"/> ②消費税仕入控除税額を含めて(税込で)国庫補助所要額を算定	
(2) 上記(1)で②を選択した場合のみ回答	
<input type="checkbox"/> ①免税事業者である	
<input type="checkbox"/> ②簡易課税事業者である	
<input type="checkbox"/> ③消費税法別表第3に掲げる法人である	
<input type="checkbox"/> ④①~③以外の者であって、消費税仕入控除税額の報告及び返還を選択する	
(④を選択した場合のみ確認) 消費税及び地方消費税の申告により、消費税仕入控除税額が確定した場合(消費税仕入控除税額が0円の場合を含む)は、遅くとも事業実施年度の翌々年度6月末日までに労働局長に報告しなければなりません。 報告いただいた後、労働局長が当該消費税仕入控除税額の全部又は一部の返還を命じます(消費税仕入控除税額が0円の場合は除く)。当該命令のなされた日から20日以内が納付期限となりますので、速やかに返還してください。	<input type="checkbox"/> 確認しました

構成事業主一覧

番号	事業主名	所在地	業種	
			常時使用する労働者の数	資本金の額又は出資の総額
1		〒	人	<input type="checkbox"/> 卸売業 <input type="checkbox"/> 小売業 <input type="checkbox"/> サービス業 <input type="checkbox"/> 病院等
			円	<input type="checkbox"/> その他の事業
2		〒	人	<input type="checkbox"/> 卸売業 <input type="checkbox"/> 小売業 <input type="checkbox"/> サービス業 <input type="checkbox"/> 病院等
			円	<input type="checkbox"/> その他の事業
3		〒	人	<input type="checkbox"/> 卸売業 <input type="checkbox"/> 小売業 <input type="checkbox"/> サービス業 <input type="checkbox"/> 病院等
			円	<input type="checkbox"/> その他の事業
4		〒	人	<input type="checkbox"/> 卸売業 <input type="checkbox"/> 小売業 <input type="checkbox"/> サービス業 <input type="checkbox"/> 病院等
			円	<input type="checkbox"/> その他の事業
5		〒	人	<input type="checkbox"/> 卸売業 <input type="checkbox"/> 小売業 <input type="checkbox"/> サービス業 <input type="checkbox"/> 病院等
			円	<input type="checkbox"/> その他の事業
6		〒	人	<input type="checkbox"/> 卸売業 <input type="checkbox"/> 小売業 <input type="checkbox"/> サービス業 <input type="checkbox"/> 病院等
			円	<input type="checkbox"/> その他の事業
7		〒	人	<input type="checkbox"/> 卸売業 <input type="checkbox"/> 小売業 <input type="checkbox"/> サービス業 <input type="checkbox"/> 病院等
			円	<input type="checkbox"/> その他の事業
8		〒	人	<input type="checkbox"/> 卸売業 <input type="checkbox"/> 小売業 <input type="checkbox"/> サービス業 <input type="checkbox"/> 病院等
			円	<input type="checkbox"/> その他の事業
9		〒	人	<input type="checkbox"/> 卸売業 <input type="checkbox"/> 小売業 <input type="checkbox"/> サービス業 <input type="checkbox"/> 病院等
			円	<input type="checkbox"/> その他の事業
10		〒	人	<input type="checkbox"/> 卸売業 <input type="checkbox"/> 小売業 <input type="checkbox"/> サービス業 <input type="checkbox"/> 病院等
			円	<input type="checkbox"/> その他の事業
11		〒	人	<input type="checkbox"/> 卸売業 <input type="checkbox"/> 小売業 <input type="checkbox"/> サービス業 <input type="checkbox"/> 病院等
			円	<input type="checkbox"/> その他の事業
12		〒	人	<input type="checkbox"/> 卸売業 <input type="checkbox"/> 小売業 <input type="checkbox"/> サービス業 <input type="checkbox"/> 病院等
			円	<input type="checkbox"/> その他の事業
13		〒	人	<input type="checkbox"/> 卸売業 <input type="checkbox"/> 小売業 <input type="checkbox"/> サービス業 <input type="checkbox"/> 病院等
			円	<input type="checkbox"/> その他の事業
14		〒	人	<input type="checkbox"/> 卸売業 <input type="checkbox"/> 小売業 <input type="checkbox"/> サービス業 <input type="checkbox"/> 病院等
			円	<input type="checkbox"/> その他の事業
15		〒	人	<input type="checkbox"/> 卸売業 <input type="checkbox"/> 小売業 <input type="checkbox"/> サービス業 <input type="checkbox"/> 病院等
			円	<input type="checkbox"/> その他の事業

※ 必要に応じて行を加除して記載すること。

働き方改革推進支援助成金交付決定通知書

殿

労働局長 印

年 月 日付けで申請のあった働き方改革推進支援助成金については、審査の結果、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号。以下「適正化法」という。）第6条 $\left\{ \begin{array}{l} \text{第1項の規定により、} \\ \text{第3項の規定により修正のうえ、} \end{array} \right\}$ 下記のとおり交付することに決定しましたので、同法第8条の規定により通知します。

記

- 1 事業実施予定期間 交付決定の日より 年 月 日まで
- 2 助成金の交付の対象となる経費は、令和●年●月●日厚生労働省発基●●第●号厚生労働事務次官通知別紙「働き方改革推進支援助成金交付要綱（団体推進コース）」（以下「交付要綱」という。）第4条に定める改善事業の実施に要する費用であり、その内容は $\left\{ \begin{array}{l} \text{年 月 日申請書記載のとおり} \\ \text{下記3のとおり} \end{array} \right\}$ です。
- 3 改善事業の実施に要する費用及び助成金の額は、次のとおりです。ただし、改善事業の内容が変更された場合において、改善事業の実施に要する費用又は助成金の額が変更されたときは、別に通知するところによるものとします。

改善事業の実施に要する経費	金	円
助成金の額	金	円
- 4 助成金の額の確定は、交付要綱第4条に定める交付額の算定方法により行うものとします。
- 5 助成事業主は、適正化法、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）、交付要綱及び働き方改革推進支援助成金支給要領（団体推進コース）の定めるところに従うこととします。

(団体推進コース)

- 6 この交付の決定の内容又は条件に不服がある場合における適正化法第9条第1項の規定による申請の取下げをすることができる期限は 年 月 日とします。

(注)交付の決定の通知を受けた日から起算して15日を経過した日とする。(厚生労働省所管補助金等交付規則第3条)

- 7 助成金の支給に関して必要と認め実施する調査又は報告に協力してください。

- 8 補助金に係る消費税および地方消費税相当額については、交付要綱の定めるところにより、消費税および地方消費税に係る仕入控除税額が明らかになった場合には、当該消費税および地方消費税に係る仕入控除税額を減額することとします。

- 9 申請内容について不交付とする部分がある場合
内容及び理由

--

この処分に不服がある場合には、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に厚生労働大臣に対して審査請求をすることができます(処分があった日から1年を経過した場合を除きます。)

この処分に対する取消訴訟については、国を被告として(訴訟において国を代表する者は法務大臣となります。)、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます(処分があった日から1年を経過した場合を除きます。)

ただし、処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に審査請求をした場合には、処分の取消訴訟は、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に提起しなければなりません(裁決があった日から1年を経過した場合を除きます。)

(団体推進コース)


様式第3号

労発雇均 第 号

年 月 日

働き方改革推進支援助成金不交付決定通知書

殿

労働局長 

年 月 日付で申請のあった働き方改革推進支援助成金については、審査の結果、下記の理由により交付しないことに決定しましたので、通知します。

なお、この処分に不服がある場合には、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に厚生労働大臣に対して審査請求をすることができます（処分があった日から1年を経過した場合を除きます。）。

この処分に対する取消訴訟については、国を被告として（訴訟において国を代表する者は法務大臣となります。）、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます（処分があった日から1年を経過した場合を除きます。）。

ただし、処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に審査請求をした場合には、処分の取消訴訟は、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に提起しなければなりません（裁決があった日から1年を経過した場合を除きます。）。

記

理由

--

働き方改革推進支援助成金交付決定取消・変更通知書

殿

労働局長 印

年 月 日 労発雇均 第 号による働き方改革推進支援助成金の交付決定については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）

{ 第17条第1項
第10条第1項 } 及び下記の理由により { 全部を
一部を } { 取り消す
変更する } こととしたので、
通知します。

なお、この処分不服がある場合には、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に厚生労働大臣に対して審査請求をすることができます（処分があった日から1年を経過した場合を除きます。）。

この処分に対する取消訴訟については、国を被告として（訴訟において国を代表する者は法務大臣となります。）、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます（処分があった日から1年を経過した場合を除きます。）。

ただし、処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に審査請求をした場合には、処分の取消訴訟は、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に提起しなければなりません（裁決があった日から1年を経過した場合を除きます。）。

記

内容及び理由

(団体推進コース)

様式第4号

年 月 日

働き方改革推進支援助成金事業実施計画変更申請書

労働局長 殿

事業主団体等
(共同事業主の場合は代表事業主)

所在地 〒
電話番号
法人名
代表者職氏名

代理人又は社会保険労務士
(提出代行者・事務代理者の表示)

所在地 〒
電話番号
法人名
代表者職氏名
社会保険労務士氏名

年 月 日付けで交付決定を受けた標記助成金について、下記のとおり事業実施計画の変更の承認を受けたいので申請します。

記

1 事業実施計画変更の事由

(団体推進コース)

様式第4号別添(続紙)

2 助成対象経費

(1) 経費区分			
謝金	円	展示会等出展費	円
旅費	円	通信運搬費	円
借損料	円	機械装置等購入費	円
会議費	円	造作費	円
雑役務費	円	備品費	円
印刷製本費	円	委託費	円
原材料費	円	試作・実験費	円
広告宣伝費	円	経費区分計	円
(2) 総事業費から収入額を控除した額			円
総事業費			円
収入額(見込)			円
(3) 国庫補助所要額(改善事業の実施に要する費用) ※上記(1)、(2)又は助成上限額のいずれか低い額を記入			万円 (1,000円未満切捨て)

3 消費税仕入控除税額に関する事項

(1) 上記2(3)の算定方法	
<input type="checkbox"/> ①消費税仕入控除税額を除いて(税抜で)国庫補助所要額を算定	
<input type="checkbox"/> ②消費税仕入控除税額を含めて(税込で)国庫補助所要額を算定	
(2) 上記(1)で②を選択した場合のみ回答	
<input type="checkbox"/> ①免税事業者である	
<input type="checkbox"/> ②簡易課税事業者である	
<input type="checkbox"/> ③消費税法別表第3に掲げる法人である	
<input type="checkbox"/> ④①~③以外の者であって、消費税仕入控除税額の報告及び返還を選択する	
(④を選択した場合のみ確認) 消費税及び地方消費税の申告により、消費税仕入控除税額が確定した場合(消費税仕入控除税額が0円の場合を含む)は、遅くとも事業実施年度の翌々年度6月末日までに労働局長に報告しなければなりません。 報告いただいた後、労働局長が当該消費税仕入控除税額の全部又は一部の返還を命じます(消費税仕入控除額が0円の場合は除く)。当該命令のなされた日から20日以内が納付期限となりますので、速やかに返還してください。	<input type="checkbox"/> 確認しました

構成事業主一覧

番号	事業主名	所在地	業種	
			常時使用する労働者の数	資本金の額又は出資の総額
1		〒	人	<input type="checkbox"/> 卸売業 <input type="checkbox"/> 小売業 <input type="checkbox"/> サービス業 <input type="checkbox"/> 病院等
			円	<input type="checkbox"/> その他の事業
2		〒	人	<input type="checkbox"/> 卸売業 <input type="checkbox"/> 小売業 <input type="checkbox"/> サービス業 <input type="checkbox"/> 病院等
			円	<input type="checkbox"/> その他の事業
3		〒	人	<input type="checkbox"/> 卸売業 <input type="checkbox"/> 小売業 <input type="checkbox"/> サービス業 <input type="checkbox"/> 病院等
			円	<input type="checkbox"/> その他の事業
4		〒	人	<input type="checkbox"/> 卸売業 <input type="checkbox"/> 小売業 <input type="checkbox"/> サービス業 <input type="checkbox"/> 病院等
			円	<input type="checkbox"/> その他の事業
5		〒	人	<input type="checkbox"/> 卸売業 <input type="checkbox"/> 小売業 <input type="checkbox"/> サービス業 <input type="checkbox"/> 病院等
			円	<input type="checkbox"/> その他の事業
6		〒	人	<input type="checkbox"/> 卸売業 <input type="checkbox"/> 小売業 <input type="checkbox"/> サービス業 <input type="checkbox"/> 病院等
			円	<input type="checkbox"/> その他の事業
7		〒	人	<input type="checkbox"/> 卸売業 <input type="checkbox"/> 小売業 <input type="checkbox"/> サービス業 <input type="checkbox"/> 病院等
			円	<input type="checkbox"/> その他の事業
8		〒	人	<input type="checkbox"/> 卸売業 <input type="checkbox"/> 小売業 <input type="checkbox"/> サービス業 <input type="checkbox"/> 病院等
			円	<input type="checkbox"/> その他の事業
9		〒	人	<input type="checkbox"/> 卸売業 <input type="checkbox"/> 小売業 <input type="checkbox"/> サービス業 <input type="checkbox"/> 病院等
			円	<input type="checkbox"/> その他の事業
10		〒	人	<input type="checkbox"/> 卸売業 <input type="checkbox"/> 小売業 <input type="checkbox"/> サービス業 <input type="checkbox"/> 病院等
			円	<input type="checkbox"/> その他の事業
11		〒	人	<input type="checkbox"/> 卸売業 <input type="checkbox"/> 小売業 <input type="checkbox"/> サービス業 <input type="checkbox"/> 病院等
			円	<input type="checkbox"/> その他の事業
12		〒	人	<input type="checkbox"/> 卸売業 <input type="checkbox"/> 小売業 <input type="checkbox"/> サービス業 <input type="checkbox"/> 病院等
			円	<input type="checkbox"/> その他の事業
13		〒	人	<input type="checkbox"/> 卸売業 <input type="checkbox"/> 小売業 <input type="checkbox"/> サービス業 <input type="checkbox"/> 病院等
			円	<input type="checkbox"/> その他の事業
14		〒	人	<input type="checkbox"/> 卸売業 <input type="checkbox"/> 小売業 <input type="checkbox"/> サービス業 <input type="checkbox"/> 病院等
			円	<input type="checkbox"/> その他の事業
15		〒	人	<input type="checkbox"/> 卸売業 <input type="checkbox"/> 小売業 <input type="checkbox"/> サービス業 <input type="checkbox"/> 病院等
			円	<input type="checkbox"/> その他の事業

※ 必要に応じて行を加除して記載すること。

働き方改革推進支援助成金事業実施計画変更承認通知書

殿

労働局長 印

年 月 日付けで申請のあった働き方改革推進支援助成金に係る事業実施計画の変更の承認申請については、審査の結果、下記により承認します。

つきましては、年 月 日 労発雇均 第 号で交付決定した内容の一部を次のとおり変更することに決定したので、通知します。

記

- 1 助成金の交付の対象となる経費は、令和●年●月●日厚生労働省発基●●第●号厚生労働事務次官通知別紙「働き方改革推進支援助成金交付要綱（団体推進コース）」（以下「交付要綱」という。）第4条に定める改善事業の実施に要する費用であり、

その内容は { 年 月 日申請書記載のとおり
 下記3のとおり } です。

- 2 承認された変更内容は、次のとおりです。

- 3 事業に要する経費及び助成金の額は、次のとおりです。

改善事業の実施に要する経費	金	円
うち今回の増加（減少）額	金	円
助成金の額	金	円
うち今回の増加（減少）額	金	円

- 4 この事業実施の承認内容又は条件に不服がある場合における補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）第9条第1項の規定による申請の取下げをすることができる期限は、年 月 日とします。

（注）交付の決定の通知を受けた日から起算して15日を経過した日とする。（厚生労働省所管補助金等交付規則第3条）

(団体推進コース)

様式第6号

労発雇均 第 号

年 月 日

働き方改革推進支援助成金事業実施計画変更不承認通知書

殿

労働局長 印

年 月 日付けで申請のあった働き方改革推進支援助成金に係る事業実施計画の変更の承認申請については、審査の結果、下記の理由により承認しないこととしたので、通知いたします。

なお、この処分に不服がある場合には、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に厚生労働大臣に対して審査請求をすることができます（処分があった日から1年を経過した場合を除きます。）。

この処分に対する取消訴訟については、国を被告として（訴訟において国を代表する者は法務大臣となります。）、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます（処分があった日から1年を経過した場合を除きます。）。

ただし、処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に審査請求をした場合には、処分の取消訴訟は、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に提起しなければなりません（裁決があった日から1年を経過した場合を除きます。）。

記

理由

働き方改革推進支援助成金事業中止・廃止承認申請書

労働局長 殿

事業主団体等 所在地 〒
(共同事業主の場合は代表事業主)
電話番号
法人名
代表者職氏名

代理人又は社会保険労務士 所在地 〒
(提出代行者・事務代理者の表示)
電話番号
法人名
代表者職氏名
社会保険労務士氏名

年 月 日付けで交付決定を受けた働き方改革推進支援助成金の改善事業について、
{ 中止 } したいので、下記のとおり申請します。
{ 廃止 }

記

1 補助金の実績

交付決定額	助成金充当額	不用額
円	円	円

2 交付対象事業の中止又は廃止日 年 月 日

3 事業を中止又は廃止する理由

(団体推進コース)
様式第7号の2

労発雇均 第 号
年 月 日

働き方改革推進支援助成金事業中止・廃止承認通知書

殿

労働局長 印

年 月 日 労発雇均 第 号で交付決定した働き方改革推進支援助成金の
改善事業については、審査の結果、年 月 日付けの申請に基づき { 中止
廃止 } を
承認することとしたので、通知します。

働き方改革推進支援助成金事業実施予定期間変更報告書

労働局長 殿

事業主団体等
(共同事業主の場合は代表事業主)

所在地 〒
電話番号
法人名
代表者職氏名

代理人又は社会保険労務士
(提出代行者・事務代理者の表示)

所在地 〒
電話番号
法人名
代表者職氏名
社会保険労務士氏名

働き方改革推進支援助成金に係る事業実施予定期間の変更について、下記のとおり報告します。

記

1 事業実施予定期間の終期

変更前 年 月 日 → 変更後 年 月 日

2 交付決定年月日 年 月 日

3 変更の理由

働き方改革推進支援助成金事業実施状況報告書

労働局長 殿

事業主団体等
(共同事業主の場合は代表事業主)

所在地 〒

電話番号

法人名

代表者職氏名

代理人又は社会保険労務士
(提出代行者・事務代理者の表示)

所在地 〒

電話番号

法人名

代表者職氏名

社会保険労務士氏名

交付要綱第15条により、働き方改革推進支援助成金に係る改善事業の実施状況について、報告します。

記

改善事業の実施状況について

働き方改革推進支援助成金支給申請書

労働局長 殿

事業主団体等 所在地 〒
(共同事業主の場合は代表事業主)
電話番号
法人名
代表者職氏名

代理人又は社会保険労務士 所在地 〒
(提出代行者・事務代理者の表示)
電話番号
法人名
代表者職氏名
社会保険労務士氏名

年 月 日付けで交付決定を受けた改善事業について、働き方改革推進支援助成金の支給を受けたいので、下記のとおり申請します。

記

1 支給申請額

	円
--	---

2 その他

(1) 交付決定後に、国や地方公共団体からの他の補助金(間接補助金を含む)・助成金を申請した又は受給した	<input type="checkbox"/> 申請も受給もしていない
	<input type="checkbox"/> 申請した(審査中) 補助金の名称 [] <input type="checkbox"/> 受給した 補助金の名称 [] 受給者の名称 [] 受給した時期 年 月頃
(2) 交付決定後、助成金の不正受給を行っていない	<input type="checkbox"/>
(3) 交付決定後、労働基準関係法令等に係る法令違反を行っていない	<input type="checkbox"/>
(4) 現に倒産しておらず、かつ、事業実施年度内に倒産の見込みもない	<input type="checkbox"/>

働き方改革推進支援助成金事業実施結果報告書

労働局長 殿

事業主団体等
(共同事業主の場合は代表事業主)

所在地 〒
電話番号
法人名
代表者職氏名

代理人又は社会保険労務士
(提出代行者・事務代理者の表示)

所在地 〒
電話番号
法人名
代表者職氏名
社会保険労務士氏名

働き方改革推進支援助成金に係る改善事業の実施の結果について、必要な資料を添付の上、下記のとおり報告します。

記

続紙のとおり。

(4) 改善事業の実施結果の伝達状況

(5) 事業実施結果の効果検証、活用方法の検証

2 助成対象経費

(1) 経費区分				
	謝金	円	展示会等出展費	円
	旅費	円	通信運搬費	円
	借損料	円	機械装置等購入費	円
	会議費	円	造作費	円
	雑役務費	円	備品費	円
	印刷製本費	円	委託費	円
	原材料費	円	試作・実験費	円
	広告宣伝費	円	経費区分計	円
(2) 総事業費から収入額を控除した額				円
			総事業費	円
			収入額 (見込)	円
(3) 国庫補助所要額 (改善事業の実施に要する費用)				万円
※上記 (1)、(2) 又は助成上限額のいずれか低い額を記入				(1,000 円未満切捨て)

3 消費税仕入控除税額に関する事項

(1) 上記 3 (5) の算定方法	
<input type="checkbox"/> ①消費税仕入控除税額を除いて (税抜で) 国庫補助所要額を算定 <input type="checkbox"/> ②消費税仕入控除税額を含めて (税込で) 国庫補助所要額を算定	
(2) 上記 (1) で②を選択した場合のみ回答	
<input type="checkbox"/> ①免税事業者である <input type="checkbox"/> ②簡易課税事業者である <input type="checkbox"/> ③消費税法別表第 3 に掲げる法人である <input type="checkbox"/> ④①~③以外の者であって、消費税仕入控除税額の報告及び返還を選択する	
(④を選択した場合のみ確認) 消費税及び地方消費税の申告により、消費税仕入控除税額が確定した場合 (消費税仕入控除税額が 0 円の場合を含む) は、遅くとも事業実施年度の翌々年度 6 月末日までに労働局長に報告しなければなりません。 報告いただいた後、労働局長が当該消費税仕入控除税額の全部又は一部の返還を命じます (消費税仕入控除額が 0 円の場合は除く)。当該命令のなされた日から 20 日以内が納付期限となりますので、速やかに返還してください。返還に際しては、 <u>交付要綱に基づき、延滞金が併せて課されることがあります。</u> <u>上記の報告及び返還に応じなかった場合、交付決定を取り消し、支給した助成金の返還等を命じることがあります。</u>	<input type="checkbox"/> 確認しました

(団体推進コース)

様式第 12 号

労発雇均 第 号

年 月 日

働き方改革推進支援助成金交付額確定通知書

殿

労働局長 印

年 月 日付けで申請のあった働き方改革推進支援助成金については、審査の結果、下記のとおり支給することを決定したので、通知いたします。

記

交付額（確定額）

円

<注意事項>

- 1 助成金の支給に関して必要と認め、実施する調査又は報告に協力してください。
- 2 働き方改革推進支援助成金事業の実施に要した費用の支出及び成果目標の達成状況に関する証拠書類は、翌年度の初日から起算して5年間、整理・保管してください。
- 3 交付要綱第 20 条 1 項に該当する場合には、交付決定を取り消し、支給した助成金の全部又は一部を返還していただくことがあります。また、不正受給を行った場合、事業主の名称等が公表される場合があります。

<アンケートのお願い>

本事業の今後の参考とするため、アンケートへのご協力をお願いいたします。

[団体推進コース アンケートフォーム]

<https://forms.office.com/r/3NH0ngFwPs>



※ 本アンケートフォームは令和9年4月30日まで開設しています。本アンケートに回答すると、厚生労働省が定めるプライバシーポリシー (<https://www.mhlw.go.jp/stf/chosakuken/ms365policy.html>) に同意したとみなされます。

※ PC やスマートフォン等から回答可能ですが、1 団体あたりのご回答は1回のみとさせていただきます。

(団体推進コース)

様式第 13 号

年 月 日

働き方改革推進支援助成金に係る消費税額の確定に伴う報告書

労働局長 殿

事業主団体等
(共同事業主の場合は代表事業主)

所在地 〒
電話番号
法人名
代表者職氏名

代理人又は社会保険労務士
(提出代行者・事務代理者の表示)

所在地 〒
電話番号
法人名
代表者職氏名
社会保険労務士氏名

下記のとおり報告します。

記

- 1 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和 30 年法律第 179 号）第 15 条に基づき確定額又は事業実績報告額

金 円

- 2 消費税額の申告により確定した消費税仕入控除税額（要国庫補助金返還相当額）

金 円

※記載内容を確認するための書類（確定申告書の写し、課税売上割合等が把握できる資料、特定収入の割合を確認できる資料）を添付すること。

働き方改革推進支援助成金返還命令書

殿

労働局長 印

年 月 日付けをもって支給した働き方改革推進支援助成金については、下記により返還することを命じます。

なお、この処分不服がある場合には、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に厚生労働大臣に対して審査請求をすることができます（処分があった日から1年を経過した場合を除きます。）。

この処分に対する取消訴訟については、国を被告として（訴訟において国を代表する者は法務大臣となります。）、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます（処分があった日から1年を経過した場合を除きます。）。

ただし、処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に審査請求をした場合には、処分の取消訴訟は、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に提起しなければなりません（裁決があった日から1年を経過した場合を除きます。）。

記

1 返還の理由

2 返還額 円

3 返還の期限 年 月 日

4 返還の方法

別途交付する納入告知書に従い、上記2の金額を国庫に納付すること

なお、交付要綱第21条第2項の規定により、年 月 日から納付の日までの日数に応じ、当該金額につき年 10.95 パーセントの割合で計算した加算金を納付すること。

【別添④】

働き方改革推進支援助成金支給要領 (団体推進コース)

労働者災害補償保険法施行規則（昭和 30 年労働省令第 22 号）第 39 条の規定による働き方改革推進支援助成金団体推進コース（以下「本助成金」という。）は、令和 8 年 4 月 9 日厚生労働省発基 0409 第 1 号厚生労働事務次官通知の別紙「働き方改革推進支援助成金交付要綱（団体推進コース）」（以下「交付要綱」という。）によるほか、この要領により支給するものとする。

第 1 事業主団体等の要件

1 事業主団体等

交付要綱第 3 条第 1 号にいう「事業主団体等」とは、次に定める事業主団体又は共同事業主のいずれかに該当する団体等とする。

(1) 事業主団体

事業主団体とは、次の①ないし⑤の要件をすべて満たす団体をいう。

① 次のアからクのいずれかに該当すること。

ア 中小企業団体の組織に関する法律（昭和 32 年法律第 185 号）第 3 条に規定する（ア）ないし（コ）のいずれかに該当する団体

（ア）事業協同組合 （イ）事業協同小組合

（ウ）信用協同組合 （エ）協同組合連合会

（オ）企業組合 （カ）協業組合

（キ）商工組合 （ク）商工組合連合会

（ケ）都道府県中小企業団体中央会 （コ）全国中小企業団体中央会

イ 商店街振興組合法（昭和 37 年法律第 141 号）に規定する商店街振興組合及び商店街振興組合連合会

ウ 商工会議所法（昭和 38 年法律第 143 号）に規定する商工会議所、日本商工会議所

エ 商工会法（昭和 35 年法律第 89 号）に規定する商工会、都道府県商工会連合会、全国商工会連合会

オ 生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律（昭和 32 年法律 164 号）に規定する生活衛生同業組合、生活衛生同業小組合、生活衛生同業組合連合会

カ 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成 18 年法律第 48 号）に規定する一般社団法人及び一般財団法人

キ 労働基準法（昭和 22 年法律第 49 号。以下「労基法」という。）第 142 条に定める「鹿児島県及び沖縄県における砂糖を製造する事業」に関連する

（ア）ないし（ウ）のいずれかの団体

（ア）日本甘蔗糖工業会 （イ）日本分蜜糖工業会 （ウ）沖縄県黒砂糖工業会

ク 上記アないしキの事業主団体にいずれも該当しない団体等であって、次の
(ア) ないし (エ) の要件をすべて満たす団体

(ア) 団体の目的、組織、運営及び事業内容を明らかにする規約や規則等を有する団体であること。

(イ) 法人格を有する代表者が置かれているほか、事務局の組織が整備されていること。

(ウ) 過去の事業活動状況や財政能力からみて、構成事業主における労働時間等の設定の改善に向けた気運の醸成、啓発等の事業を効果的かつ適正に実施できること。

(エ) 定款や会則等において、構成事業主への指導等の規定を有していること。

② 常時使用する労働者数（下記 2（2）③）が 10 人以上の構成事業主（交付要綱第 3 条第 2 号）が 3 以上あること。

③ 1 事業年度以上の活動実績があること。

④ 事業主団体自らが労働者災害補償保険の適用事業主であること。ただし、労働保険の保険料の徴収等に関する法律（昭和 44 年法律第 84 号。以下「徴収法」という。）上の暫定任意適用事業の事業主については、この限りではない。

⑤ 構成事業主のうち中小企業事業主（下記 2）の占める割合が、次の要件を満たすこと。

なお、本要件の母数となる構成事業主は、交付要綱第 3 条第 2 号のとおり、傘下の事業主のうち労働者を雇用する事業主をいう。事業主団体が連合会等であり、傘下の事業主（会員企業等）との間に下部団体がある場合も、原則として構成事業主は傘下の事業主のうち労働者を雇用する事業主（会員企業等のうち労働者を雇用する事業主）となる。ただし、下記第 3 の 1（1）②の例外（下部団体に係る改善事業を行う場合）を適用する場合は、次のア、イ又はウの割合も、下部団体を構成事業主として要件を満たす必要がある。

ア 次の（ア）から（ウ）までに定める事業主で構成される団体（以下「特定業種等団体」という。）については、構成事業主の 5 分の 1 を超えていること。なお、全国又は都道府県単位の団体で、定款等に基づいて設置している支部組織（連携している市町村単位の特定業種等団体が存在する場合は当該団体も含む。）を有する場合は、当該支部組織のうち少なくとも 1 組織が本要件を満たしていれば足りる。

(ア) 労基法第 139 条第 1 項に定める工作物の建設の事業その他これに関連する事業として厚生労働省令で定める事業を主たる事業として営む事業主

(イ) 労基法第 140 条第 1 項に定める自動車運転の業務に従事する労働者が所属する事業主

(ウ) 下記 2 (2) の表 1 に定める「医療、福祉のうち、病院、診療所、介護老人保健施設、介護医療院」を運営する事業主

イ 上記アを除く団体 構成事業主の 2 分の 1 を超えていること

(2) 共同事業主

共同事業主とは、次の①ないし⑥の要件をすべて満たす、複数の事業主により組織された共同体をいう。

- ① 本助成金の交付申請等を代表して行う事業主（以下「代表事業主」という。）及び構成事業主を合わせて、10 以上の事業主から組織されること。
- ② 1 年以上の活動実績があること。ただし、上記（1）に該当する事業主団体が、他の事業主団体等と共同で改善事業を実施する場合は、この限りでない。
- ③ 代表事業主が法人格を有すること。
- ④ 全ての構成事業主の合意に基づく協定書を締結していること。当該協定書は、次の事項を掲げ、全ての構成事業主の代表者が記名したものであること。
 - 代表事業主の名称
 - 共同事業主の名称
 - 改善事業の実施に要する経費の負担に関する事項（本助成金の支払いを受けようとする事業主の名称を明記すること。）
 - 有効期間及び協定年月日
- ⑤ 代表事業主が労働者災害補償保険の適用事業主であること。ただし、徴収法上の暫定任意適用事業の事業主については、この限りではない。
- ⑥ 中小企業事業主（下記 2）の占める割合が、構成事業主の 2 分の 1 を超えていること。ただし、上記（1）に該当する事業主団体が、他の事業主団体等と共同で改善事業を実施する場合は、この限りでない。

2 中小企業事業主

上記 1 にいう中小企業事業主とは、次の要件をすべて満たす事業主とする。

(1) 労働者災害補償保険の適用事業主であること。

徴収法上の暫定任意適用事業の事業主については、この限りではない。

(2) 資本金の額又は出資の総額及びその常時使用する労働者の数について、下表 1 のいずれかに該当する事業主であること。

(表 1)

主たる事業	要件
卸売業	資本金の額若しくは出資の総額が 1 億円以下 又は その常時使用する労働者の数が 100 人以下
小売業	資本金の額若しくは出資の総額が 5,000 万円以下 又は その常時使用する労働者の数が 50 人以下
サービス業	資本金の額若しくは出資の総額が 5,000 万円以下 又は その常時使用する労働者の数が 100 人以下

医療、福祉のうち、病院、診療所、介護老人保健施設、介護医療院 (※)	その常時使用する労働者の数が 300 人以下
その他の事業	資本金の額若しくは出資の総額が 3 億円以下 又は その常時使用する労働者の数が 300 人以下

※ 日本標準産業分類 大分類P「医療、福祉」のうち、労基法第 141 条第 1 項に規定する医業に従事する医師が勤務する病院（医療法（昭和 23 年法律第 205 号）第 1 条の 5 第 1 項に規定する病院をいう。）、診療所（同条第 2 項に規定する診療所をいう。）、介護老人保健施設（介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 8 条第 28 項に規定する介護老人保健施設をいう。）又は介護医療院（同条第 29 項に規定する介護医療院をいう。）に該当する事業を営む事業主をいう。

① 業種

上表 1 の「主たる事業」については、特段の記載が無い限り、日本標準産業分類（令和 5 年総務省告示第 256 号）による。

② 資本金の額又は出資の総額

資本金又は出資が観念されない団体等（非営利法人（NPO）等）については、主たる事業及び常時使用する労働者の数のみにより、中小企業事業主に該当するか否かが判断される。

公益財団法人等について、地方公共団体が拠出した出捐金がある場合、出捐金は地方自治法上、「出資による権利」の範囲を広く解して公有財産として扱われており、財産の帰属は公益財団法人にあるとの解釈（昭和 38 年 12 月 19 日自治省通知）が認められていることから、「出資の総額」に含まれることに留意すること。

③ 常時使用する労働者数

「常時使用する労働者の数」は、徴収法に基づき、労働保険の適用・徴収手続において用いられる「常時使用労働者数」のことであること。このとき、常態として使用する短時間労働者も含むことに留意すること。

出向労働者については、出向先事業組織に組み入れられ、出向先事業主の指揮監督を受けて労働に従事する場合は、出向元で支払われている賃金も出向先で支払われている賃金に含めて、出向先の対象労働者として労働保険を適用することとなっている。そのため、出向労働者の数についても、労働保険の適用状況に合わせて計上すれば足りる。

④ 事業主の単位

交付申請前おおむね 1 年以内に他の企業を分割・買収等した法人等について、分割・買収後の事業主を事業主団体等とすること自体は差し支えなく、事業主団体等の業種は、分割・買収後の主たる事業により判断される。この場合、労働局長は、会社分割に伴う労働契約の承継等に関する法律（平成 12 年法律第 103 号）及び「事業譲渡又は合併を行うに当たって会社が留意すべき事項に関する指針」に基づき、労働契約の承継の状況に加え、必要に応じて分割・買収前の労働条件等も確認すること。

第2 事業実施計画

1 事業実施計画に盛り込むべき事項

事業主団体等が事業実施計画を策定するに当たっては、下記第3の1ないし3に定めるところより、改善事業、成果目標及び助成対象経費について計画すること。

2 改善事業を実施するための体制の整備

事業主団体等は、改善事業を円滑に実施するため、改善事業の実施に関し中心的な役割を担う者（以下「改善事業推進員」という。）を、事業主団体（共同事業主については代表事業主）に所属する者の中から指名し、改善事業の進行及び経理の管理を行わせることを要する。

3 事業実施期間（交付要綱第11条）

事業実施予定期間について、事業実施計画において指定すること。ただし、事業実施予定期間の始期については、交付要綱第11条を受けて「交付決定の日から」としても差し支えない。

第3 改善事業、成果目標及び助成対象経費

1 改善事業（交付要綱第4条第1項及び第2項）

（1）共通事項

① 改善事業の考え方

事業主団体等は、交付要綱第4条第1項に定める中から改善事業の内容を少なくとも1つ選択の上、交付要綱第5条に定める成果目標の達成に向けたものとする。

実施する改善事業については、

ア 現状の課題

- ・構成事業主を取り巻く状況
- ・上記状況のどこにどのような問題があり、その問題のためにどのくらいの労働時間を要しているのか 等

イ 改善事業による生産性の向上や労働能率の増進の見込み

- ・上記アの課題を解消するため、どのような改善事業が必要であるか（どのような内容の研修がどのような対象者に必要か、どのような設備・機器がどのくらいの数必要か、など）
- ・構成事業主の労働者が行う作業単位あたりの労働時間が年/月/日に○時間程度縮減の見込みである
- ・構成事業主における年次有給休暇の取得が年/月/日に1人当たり○日程度増加することが見込まれる 等

について、具体的かつ客観的に明らかであることを要する。

契約行為等を伴う改善事業については、契約締結から契約の履行までを改善事業とする。ただし、改善事業の実施に要した費用の支払いについては、下記3(5)③に基づき、支給申請日までに行えばよいものとする。

② 成果目標との関係

構成事業主と事業主団体の間に下部団体が存在する構造の事業主団体（連合会等）についても、交付要綱第3条第2号にいう「構成事業主」は傘下の会員企業等であり、下部団体は原則として構成事業主とはならない。そのため、連合会等が事業主団体として改善事業を行う場合も、改善事業の相手方は構成事業主である会員企業等となり、成果目標についても、会員企業等の2分の1以上に対して、改善事業又は改善事業の実施結果を活用することを目指すこととなる。

しかし、事業主団体の組織事情によっては、連合会等と会員企業等との関係が希薄であり、改善事業の実施結果を会員企業等にもたらそうとした場合、連合会等が直接行うよりも、下部団体を通じて行った方がより効果的である場合もあり得る。そのような場合を考慮して、傘下の会員企業等に周知・展開することを改善事業の目的とした上で、下部団体を相手方として改善事業を行う場合は、例外的に、本項（第3の1）、上記第1の1（事業主団体等の要件）及び下記2（成果目標）の全てにおいて一貫して、下部団体が構成事業主に該当するものとして交付申請を行うことができる。

③ 外部講師又は外部専門家

下記（2）に共通して、外部講師又は外部専門家とは、資格の有無に依らないものの、労務管理・経営面の専門家として社会保険労務士、中小企業診断士、経営コンサルタント等を、長時間労働等による健康面の専門家として医師（産業医）、保健師、労働衛生コンサルタント等を想定している。

（2）改善事業の内容

事業主団体等は、交付要綱第4条に定める改善事業の内容として、次の①ないし⑩のうち1つ以上を選択するものとする。

① 市場調査

構成事業主や業界全体における働き方改革の取組に関する調査、マーケティング調査を行うためのアンケート調査、ヒアリング調査及びその改善に向けた取組をいう。

② 新ビジネスモデル開発、実験

販路開拓に向けた試作品の製造及びテスト販売等をいう。

テスト販売とは改善事業の実施のために開発等を行った試作品を、事業主団体等が、展示会等のブース、事業主団体等が所有若しくは自ら借り上げた販売スペース、第三者への委託などを通じ、限定された期間などで不特定多数の人に対して試験的に販売し、商品仕様、顧客の反応等を測定・分析し、試作品に改良・修正を加えて本格的な生産・販売活動に繋げるための事業をいう。

テスト販売については、次の（ア）ないし（オ）をすべて満たす場合に限り、

改善事業とすることができる。

(ア) 試作品を販売するもの

(イ) テスト販売品の販売期間が概ね1月以内となるもの。

(ウ) 同一の場所及び同一の趣旨で複数回行わないもの（試作品の改良、販売予定価格の改訂をした場合を除く。）。

(エ) テスト販売品に「テスト販売価格」などと、通常の販売商品とテスト販売品とが区別できるよう明示することが可能なもの。

(オ) 消費者等に対してアンケート等の調査を行い、テスト販売の効果を検証することができるもの。

③ 材料費、水光熱費、在庫等の費用の低減実験

生産性向上に向けた、1商品当たりの製造に係る材料費等の低減実験等をいう。

④ 取引適正化への理解促進等、労働時間等の設定の改善に向けた取引先等との調整

発注者・荷主・顧客等の取引先等に対し、労働時間等の設定の改善や賃金上げに向けた理解と協力を得るための働きかけとして、連絡会議の開催やそのための資料の作成等をいう。

⑤ 販路拡大等の実現を図るための展示会開催及び出展

上記②の試作品や、既存の製品の販路拡大に向けた展示会や商談会の開催等をいう。

⑥ 好事例の収集、普及啓発

労働時間等の設定の改善に向けた好事例を収集し、その結果を構成事業主に周知するための好事例集を作成し、構成事業主に配布すること等をいう。

⑦ セミナーの開催等

構成事業主における労働時間等の設定の改善に向けた気運の醸成のための、セミナーの開催又は受講等をいう。

⑧ 巡回指導、相談窓口の設置等

労働時間削減や賃金上げに向けた外部専門家による継続的な指導、相談窓口の設置等をいう。

⑨ 構成事業主が共同で利用する労働能率の増進に資する設備・機器の導入・更新

構成事業主が共同で使用するビジネス用プロジェクター、福祉車両、工作機械等の導入やその利用に当たってのマニュアルを策定することなどが、これに該当する。

ア 構成事業主が共同で利用すること

「構成事業主が共同で利用する」とは、複数の構成事業主が自ら使用することをいい、「労働能率の増進に資する設備・機器の導入・更新」を通じて、そのような共同利用の環境整備を行うことを事業主団体等に期待する趣

旨である。したがって、事業主団体等が自ら使用して、複数の構成事業主が間接的にその利益を得るような労働能率の増進に資する設備・機器の導入・更新は、改善事業とすることができない。例えば、構成事業主からのオンライン相談に対応するため、事業主団体等の事務所にオンライン会議用ブースを設置することは、複数の構成事業主にとってオンライン相談ができるという間接的な利益はあると考えられるものの、これを自ら使用することは困難であるから、本区分の改善事業とすることはできない（ただし、上記⑧の「相談窓口等の設置」に該当するか否かを検討する余地はある。）。

イ 労働能率の増進に資すること

交付要綱第4条第1項第9号にいう「労働能率の増進に資する」とは、生産性向上又は労働者が直接行う業務負担を軽減することにより、労働者が行う作業単位あたりの労働時間の削減に資することをいい、そのことが客観的かつ合理的に疎明できる設備・機器等であることが必要である。例えば、通常備えるべき範囲を超えてコールセンターの回線数を増設することは、労働者による応答作業に係る労働時間が削減されるとは評価できず、単に対応可能件数が増加するだけであるから、「労働能率の増進に資する設備・機器の導入」に該当しない。

加えて、本改善事業「設備・機器等」に関するものであるから、不動産、建築物及び敷地等の、社会通念上「設備・機器等」とはいえない施設等の導入・更新については、改善事業とすることができない。なお、一般的には、「施設」とは特定の目的のために設置された構造物、建築物等を、「設備」とは、機械、装置、器具など建設物に備え付けられる物を意味する。設備・機器等の直接の利用主体や、当該設備・機器等を使用する時季、当該設備・機器等が業務用であるか家庭用であるかは問わない。

労働時間の削減を確認する際には、同質の作業で比較しなければならない。例えば、外部に委託しているCTの撮影業務を自ら行うためにCTを導入することは、現在の外部委託に伴う調整やデータの受渡し作業等と、導入後のCTの撮影作業や機械の保守管理作業等とを比較せざるを得ないが、これらは同質の作業とはいえず、「労働能率の増進に資する設備・機器等の導入」に該当しない。

また、「客観的かつ合理的に疎明できる設備・機器等であること」とあるところ、専門的・科学的に厳密な説明までは不要であるものの、業界知識や専門知識等の無い一般人が通常理解できる程度の説明を要する。

既存の設備・機器等の導入（増設）・更新も改善事業とすることはできるものの、当該導入・更新が「労働能率の増進に資する」ことが客観的かつ合理的に疎明できることが必要であるから、以下の内容を改善事業とすることはできない。

- ・同一機種や、能力が同等以下の機種に買い替えること

- ・新設の事業場に既設事業場と同一の設備・機器等を備え付けること
- ・事業経営に最低限必要な範囲の設備・機器等を備えること
- ・設備・機器等の導入・更新を通して、従来行っていなかった事業を新たに展開しようとする事
- ・設備・機器等の導入・更新と人材の新規採用を並行して行うことで、労働能率の増進を伴わずに業務量や受注量を増加させようとする事

労働能率の増進に資する設備・機器等に付随する、標準装備（例えば、自動車のカーペットマット、サイドバイザー、寒冷地におけるスタッドレスタイヤ等）以外のオプション装備・サービス（例えば、貨物自動車に付随するカーナビゲーションシステム等）については、当該オプションそのものが労働能率の増進に資するものであれば、その導入・更新を併せて改善事業とすることができる。しかし、例えば設備・機器等の故障に備えて、オプションサービスとして長期保証を付けることは、当該長期保証契約による設備・機器等の修理によって「労働能率の増進に資する」ことは通常ないと考えられるから、これを改善事業に含むことはできない。

また、既存のリース契約の内容を変更等して、設備・機器等の機能アップや増設等を行うことを改善事業とすること自体は可能であるが、契約内容の変更は事業実施期間内に行われる必要がある。

⑩ 人材確保に向けた取組

構成事業主における求人募集を事業主団体等が取りまとめて求人情報サイトや新聞等に求人広告の掲載を行うこと、各種採用説明会を開催すること等がこれに該当する。

(3) 改善事業とすることができないもの（交付要綱第4条第2項）

- ① 交付要綱第4条第2項第1号にいう「法令等で義務づけられている措置に係る内容」とは、例えば、改善事業を実施する過程において、従来は生じていなかった時間外労働が発生することが見込まれたため、新たに36協定を作成し届け出ることや、フォークリフトの特定自主検査を行うことなどをいう。
- ② 交付要綱第4条第2項第2号にいう「単なる経費削減を目的とした内容」とは、例えばLED電球への交換等をいう。
- ③ 交付要綱第4条第2項第3号にいう「単なる労働者の不快感の軽減や作業快適化を図ることを目的とした内容」とは、例えばスポットクーラー設置や空調服の購入、オフィスのエアコンの更新、執務室の拡大、内装工事等の改築費用、机・椅子の増設等をいう。
- ④ 交付要綱第4条第2項第5号の「構成事業主が自ら行うべき内容」とは、法令等で義務づけられている措置等に限らず、広い意味で構成事業主の費用・業務負担において行うべき内容をいう。本助成金は、構成事業主の労働条件の改善のため、自らにしかできない役割を果たしながら改善事業を行い、構成事業主

に対して一定の波及的効果をもたらした事業主団体等に交付するものである。したがって、構成事業主が自ら行うべきことを事業主団体等が代行することは、仮に集団的に代行することで一定の効率性等があったとしても、本助成金の改善事業とすることはできない。例えば、個別の構成事業主の企業ウェブページを事業主団体等が作成することや、構成事業主のウェブページに事業主団体等が管理するウェブページのリンクを貼ること等をいう。

- ⑤ 交付要綱第4条第2項第6号にいう「日本国外で実施する内容」とは、例えば海外の自社工場に労務管理システムを導入する場合のように、改善事業の効果をj受ける労働者に、日本の労働基準関係法令が適用されないことが見込まれる場合をいう。
- ⑥ 交付要綱第4条第2項第7号は、本助成金の改善事業が、交付決定後に、事業実施計画に沿って実施され、その実施内容をもって支給申請が行われることを想定している趣旨であり、交付決定の前に改善事業に係る契約行為等を行った場合、当該契約行為等に係る内容を改善事業に含めることはできない。ただし、契約行為等の準備として、例えば物品の売買契約に係る見積りを交付申請前に取得することなどは差し支えない。

2 成果目標（交付要綱第5条）

交付要綱第5条のとおり、「構成事業主の2分の1以上に対して、改善事業又は改善事業の実施結果を活用すること」を成果目標とすること。

「改善事業又は改善事業の実施結果を活用すること」とは、事業主団体等が自ら管理する媒体（ホームページ、会報誌、メールマガジン等）を通じて、改善事業又は改善事業の実施結果について周知し、構成事業主が確認できる状態にすることなどをいい、改善事業そのものの成果（例えば、人材確保に向けた取組を改善事業とした場合に、改善事業を端緒として、実際に構成事業主が雇い入れた労働者数など。）を直接的に要するものではないこと。

改善事業そのものに関する構成事業主数の制限はない。例えば、100者の構成事業主を対象としたセミナーを計画し開催したところ、実際に参加した構成事業主は10者であったものの、開催後にセミナーを録画した動画をホームページに公開し、全ての構成事業主が視聴できる状態にするなどすれば、100者全ての構成事業主に対して「改善事業又は改善事業の実施結果を活用」したものと評価される。

事業主団体が連合会等であり、傘下の事業主（会員企業等）との間に下部団体がある場合も、原則として構成事業主は傘下の事業主のうち労働者を雇用する事業主（会員企業等のうち労働者を雇用する事業主）となる。ただし、上記1（1）②の例外（下部団体を相手方として改善事業を行う場合）を適用する場合は、本成果目標についても、下部団体を構成事業主として要件を満たす必要がある。

3 助成対象経費（交付要綱第4条第3項）

(1) 範囲

交付要綱第4条第3項に定める助成対象経費の範囲について、下表2の範囲とする。下表2の「経費区分」とは、企業における日常の会計処理において利用される会計帳簿上の区分のうち、一般的な区分を掲載しているため、助成対象経費であるかを判別するに際し、必ずしも経費区分の名称が一致している必要はないが、いずれも当然に、改善事業に関連する費用の範囲に限られること。

さらに、交付決定において助成対象経費の範囲内として認められた経費が、交付決定後に生じた事情により増額された場合は、様式第4号により事業実施計画変更申請を行うことができるが、交付決定において助成対象経費の範囲とされていない経費について、交付決定後に追加することは、事業実施計画変更申請によってもできないこと。

(表2)

経費区分	内容
謝金	指導・助言等を受けるために依頼した専門家等に謝礼として支払われる費用
旅費	情報収集や各種調査を行うため、会議や打ち合わせ等に参加するための旅費又は改善事業の実施に必要な指導・助言、講演等を依頼した専門家等に支払われる旅費
借損料	機器・設備類やソフトウェア等のレンタル又はリース等の費用、ICTを利用したサービスの利用料（リース料、レンタル料、サービス利用料等に含まれる諸経費や初期設定費用を含む。）
会議費	会議やセミナー等の開催のために支払われる費用
雑役務費	研修等受講料、機器・設備類やソフトウェア等の保守費用、改善事業の実施に必要な事務を担当するために臨時的に雇い入れた者（改善事業推進員を含む。）の賃金又は交通費として支払われる費用
印刷製本費	研修資料やパンフレット、ポスター等の作成の費用
原材料費	原材料・副資材等の購入費用（試作・開発を目的とするものに限る。）
広告宣伝費	求人広告の掲載、合同企業説明会への出展、求人パンフレット・ダイレクトメール等の作成等の費用
展示会等 出展費	試作品や新商品等を展示会等に出展するために支払われる費用
通信運搬費	郵便物や物品の発送費用
機械装置等 購入費	機器・設備類の購入、製作、改良、据付、借用又は修繕に関する費用
造作費	機械装置据付け等の費用
備品費	図書、ICカード、自動車（乗用自動車等を除く）等の購入費用、ソフトウェア等の購入、改良等の費用（設定費用、社員等に対する研修費用を含む）
委託費	調査会社、コンサルタント会社、システム開発会社、広告代理店等への委託費用
試作・ 実験費	改善事業の遂行に必要な試作品等の設計（デザインを含む）・製造・改良・加工・実験・分析及びテスト販売を行うために支払われる費用（試作・開発を目的とするものに限る）

- ① 「謝金」は、単価の根拠が事業主団体等の定める規程等により明確であり、かつ、その金額が社会通念上妥当なものであることを要する。
- ② 「旅費」は、原則として公共交通機関を用い、社会通念上通常の経路及び方法のうち最も経済的かつ合理的なものにより算出された実費とする。改善事業以外の用務が一連の旅程に含まれる場合は、所要時間により按分するなどの方

法により、改善事業の実施に要する費用とそれ以外を区別する。

- ③ 「会議費」は、会場借料、会場装飾費及び茶菓代等とし、その他の費用は会議を実施するために必要不可欠な経費に限るものとする。
- ④ 「雑役務費」のうち、「改善事業の実施に必要な事務を担当するために臨時的に雇い入れた者（改善事業推進員を含む。）の賃金又は交通費として支払われる費用」を含める場合には、これらの算定根拠となる作業日報や雇用関係書類等の提出を併せて要する。
- また、その者が主として改善事業の実施のために雇い入れられたと認められない場合は、その賃金又は交通費として支払われる費用は助成対象経費とならない。
- ⑤ 「印刷製本費」について、印刷物等の数量は必要最小限にとどめ、改善事業において使い切ることとし、支給申請時点での未使用残存品に係る費用は助成対象経費に含むことができない。このため、本区分については、印刷物等の数量に係る受払簿（様式任意）の提出を併せて要する。
- ⑥ 「原材料費」について、購入する原材料等の数量は必要最小限にとどめ、改善事業において使い切ることとし、支給申請時点での未使用残存品に係る費用は助成対象経費に含むことができない。このため、本区分については、原材料等の数量に係る受払簿（様式任意）の提出及び試作・開発途上において発生した仕損じ品やテストピース等の保管（保管が困難な場合には写真撮影による記録でもよい。）を併せて要する。
- ⑦ 「広告宣伝費」及び事業広報に係る費用（広告代理店等への委託費用並びにホームページ、ECサイト、チャットボット等の作成・変更に係る費用等）は、人材確保に向けた取組（上記2（2）⑩）に係る費用に限り、助成対象経費とすることができる。事業主団体等が発行する機関誌等への掲載費用については、掲載した部分に係る費用のみを助成対象経費に含むことができる。
- ⑧ 「展示会等出店費」には、当該展示会等に係る通訳料・翻訳料、保険料及び運搬費を含むことができる。
- ⑨ 「機械装置等購入費」には、設備・機器等の購入に際する初期設定費用や社員等に対する研修費用、送料、ドローンの飛行許可申請代行費用を含むことができる。

また、「改良」とは機能を高める又は耐久性を増すために行う行為をいい、「修繕」とは保守に伴って行う原状回復等の行為をいう。

自動車の購入については、助成対象経費に含まれるもの及び含まれないものを、次のとおり例示する。

〔含まれる費用〕

- ・ 検査登録
 - ・ （届出） 手続の代行費
 - ・ 車庫証明手続の代行費
 - ・ 納車費用
- 等

〔含まれない費用〕

- ・ 検査登録（届出）手続預かり法定費用
 - ・ 車庫証明手続預かり法定費用
 - ・ 販売車両リサイクル料金 ・ 自動車税環境性能割
 - ・ 自動車税種別割 ・ 自動車重量税 ・ 自動車賠償責任保険料 等
- ⑩ 「造作費」は、助成対象経費に含まれる「機械装置等購入費」に係る機器・設備類の設置及び利用に必要な費用に限る。
- ⑪ 「備品費」について、備品の数量は必要最小限にとどめ、改善事業において使い切ることとし、支給申請時点での未使用残存品に係る費用は助成対象経費に含むことができない。このため、本区分については、備品の数量に係る受払簿（様式任意）の提出を併せて要する。
- ⑫ 「委託費」について、委託内容や金額等が明記された契約書を締結し、委託側である事業主団体等に成果物等が帰属する委託内容であることを要する。
- この区分に該当する費用としては、例えば、マーケティング等調査費（ユーザーニーズ調査等を行うための経費及び調査員等に対して支払われる経費）やウェブページ作成費、ソフトウェア開発費などがある。
- ⑬ リース契約、サービス利用契約又は保守契約等（以下「利用契約等」という。）の契約期間が事業実施予定期間を超える場合、助成対象経費は事業実施予定期間に係る費用に限る。利用契約等の料金が年額等の場合は月割の金額とし、事業実施期間が1箇月に満たない時は1箇月とし、なお1箇月に満たない端数を生じたときは切り捨てる。
- ⑭ 事業実施予定期間中に支出義務が発生し、かつ当該費用の額が確定するものであって、事業実施予定期間中に支出されないことに相当な事由があるもの（専門家に支払う謝金から源泉徴収した所得税の納付等）については、実際の支出が支給申請後であっても、助成対象経費に含むことができる。
- ⑮ 次の費用については、一律に助成対象経費に含まない。

ア 乗用自動車等の購入費用

「乗用自動車等」とは、乗車定員10人以下の自動車であって、貨物自動車等及び特種用途自動車等以外のもの、すなわち、昭和35年9月6日付け自令第452号「自動車の用途等の区分について（依命通達）」における「1 乗用自動車等」をいう（以下同じ。）。

労働者を作業場所まで送迎するための自動車、小型自動二輪車（大型オートバイ（排気量251cc以上））も乗用自動車等に含まれる。原動機付き自転車はバイク（排気量125cc以下）、軽二輪自動車はオートバイ（排気量126cc～250以下）に分類され、乗用自動車等に含まれない上、下記イに留意すること。

ただし、特種用途自動車等類似の自動車であって、特種な目的に専ら使用するものと認められるもの（例えば、車椅子での乗降に適したスロープまたはリフトを備え付けた福祉車両等）に係る購入費用並びに同依命通達「2

乗合自動車等」、「3 貨物自動車等」及び「4 特種用途自動車等」に係る購入費用は、助成対象経費に含むことができる。例えば、除雪車（小型特種用途自動車又は大型特種用途自動車に該当するもの）は「4 特種用途自動車等」に該当する。

イ 通常の事業活動に伴う費用

事業を行う場合に通常は備えておくべき設備や機器を導入・更新するための費用や、通常の生産活動のための設備投資の費用をいう。例えば、事務所の賃借料（家賃、保証金、敷金、仲介手数料を含む。）、光熱水費、労働者の賃金、雑誌購読料・新聞代、消耗品費（名刺や文房具等の事務用品等）、通信費（電話代、インターネット利用料金を含む。）、汎用事務機器購入費等が該当する。

汎用事務機器とは、一般の事務所に普及している事務機器のことをいい、例えば、電話機、パソコン、タブレット、スマートフォン、PCモニター、ワークステーション、シュレッダー、ラベルライター、SDカード、外付けハードディスク等が該当する。NAS（Network Attached Storage）、サーバーは、パソコンとは質的に異なるものであるから、汎用事務機器には該当しない。

原動機付き自転車（バイク（排気量 125cc 以下））、軽二輪自動車（オートバイ（排気量 126cc～250 以下））、電動アシスト自転車、超小型 EV 電気自動車（分類上は原動機付き自転車）の購入費も、これらの乗り物が汎用的であることから該当する。

事業場内の監視カメラの設置費用についても、防犯上の観点から通常備えておくべき機器であることから、本区分に該当する。

ただし、パソコン、タブレット、スマートフォンの購入費用については、特定業務専用のシステム（POSシステム、会計給与システム等）を稼働させるために導入することが明らかである場合は、助成対象経費に含むことができる。このとき、当該パソコン、タブレット、スマートフォンに初期装備として通常備えられているソフトウェア及びアプリケーション等（OSシステム、電子メールアプリケーション等）については、備え付けたままの状態での費用を算出して差し支えない。

ウ 販売（上記2（2）②のテスト販売に係る費用を除く。）を目的とした製品や商品等の生産に係る費用

エ 利用契約等の期間の定めがある契約について、契約期間が事業実施予定期間を超える場合の、事業実施予定期間を超えた分の契約期間（端数は切り捨てる。）に係る費用

オ 改善事業を実施する上で必要な資格の取得に係る費用

カ 損害を補償する保険等に係る費用（ドローンに係る対人・対物保険料金等）（旅費に係る航空保険料及び経費区分「展示会等出展費」に係るものを

除く。)

- キ 費用の支払いに要する費用（銀行振込により支払う場合の振込手数料、分割払いをする場合の手数料等）
- ク 経費区分「旅費」のうち、外国旅費、日当及び宿泊費並びにグリーン車及びビジネスクラス等の割増運賃に係る費用
ただし、支給要領第1の1（1）①キに定める事業主団体は、外国における人材確保に向けた取組が特に必要であることから、外国旅費及び宿泊費については助成対象経費に含むことができる。
- ケ 経費区分「会議費」のうち、事業主団体等又は構成事業主が保有する施設で会議又はセミナー等を実施するための費用
- コ 経費区分「試作・実験費」のうち、テスト販売（上記2（2）②）の実施に伴う収入
- サ 飲食、奢侈、娯楽、接待の費用（経費区分「会議費」における茶菓代を除く。）
- シ 税務申告や決算書作成等のために税理士や公認会計士等に支払う費用及び訴訟対応等のための弁護士費用
- ス 公租公課（経費区分「旅費」に係る出入国税を除く。）
- セ 借入金などの支払利息及び遅延損害金
- ソ 商品券等の金券
- タ 費用の計算が適正でないと労働局長が判断した費用
- チ その他、社会通念上、助成が適当でないと労働局長が判断したもの

（2）助成上限額

交付要綱第6条のとおり、本助成金の交付額は、

- ・第4条第1項の改善事業の実施に要した費用の合計額
- ・総事業費から収入額（寄付金を除く。）を控除した額
- ・500万円（助成上限額）

のうち、いずれか最も低い額となる。

交付要綱第6条における「改善事業の実施に要した費用の合計額」について、交付要綱第18条第1項に基づき、改善事業の実施に要した費用については、原則として税抜きの額で申請されるはずであるから、総事業費から収入額（寄付金を除く。）を控除した額及び助成上限額についても、税抜きの額を基に判断することとなる。

また、「総事業費から収入額（寄付金を除く。）を控除した額」とは、改善事業を行うことによる収入が発生することが見込まれる場合に限り、算定すれば足りる。当該額を算定する場合は、総事業費から収入額を控除した額が分かる資料を添付すること。

（3）経費上限額

事業主団体（上記第1の1（1）①キに定める事業主団体を除く。）において謝

金・旅費等に関する規程等がない場合又は共同事業主が改善事業を行う場合は、上記（１）の経費区分に則して、助成対象経費について下表３のとおり上限を定める。経費上限額については、改善事業の実施に要した費用の額が税抜きで申請された場合には税抜きの額で、税込みで申請された場合には税込みの額で判断することとなる。

なお、下表３はあくまで助成対象経費としての上限の一つであり、経費上限額を超える額でもって改善事業を行ったとしても、そのことのみをもって改善事業であること自体が否定されるものではない。

(表３)

改善事業及び費用	上限額
セミナーの開催等に係る経費	構成事業主１者あたり合計 10 万円まで
巡回指導又は相談窓口の設置等に係る経費	
人材確保に向けた取組に係る経費	
上記第 1 の 1 (1) ①キの事業主団体が、経費区分「旅費」に含める宿泊費	1 人 1 泊 13,300 円

(4) 費用の見積り、契約、支払方法

① 相見積りの取得

交付要綱第 10 条により、事業主団体等は、改善事業の実施のために売買、請負その他の契約をする場合は、原則として一般の競争に付さなければならない。このとき、契約の価格水準が適正なものであるかを確認するため、改善事業の実施に要する費用の見積りに際しては、複数の事業者から見積りを取得し（相見積り）、交付申請においても 2 以上の見積書を提出すること。

改善事業の内容等により、2 以上の見積書を提出することが困難である場合は、交付申請の審査に際して、市場参考価格等が分かる資料や特定企業を随意の契約先とすることについての理由書等の追加提出が必要となる場合がある。

「2 以上の見積書を提出することが困難である場合」とは、例えば、改善事業として予定されている研修が内容の専門性・特殊性から類似サービスがなく、1 つの事業者でしか提供されていない場合や、導入予定の設備・機器等がメーカーの直販かつ定価販売のみであり、メーカーの方針として見積書を発行しないこととしている場合などが該当する。

同一の企業グループ内の別事業者から得た 2 以上の見積りは、上記「2 以上の見積書を提出することが困難である場合」に該当しない限り、相見積りを取得したことにはならない。

複数の見積りを取得する前提の改善事業については、それぞれについて相見積りを行うことを要する。ただし、見積りの内容が同じである限りにおいて、改善事業とは無関係の事業者から少なくとも 1 つ、加えて見積りを取得することで相見積りを行ったこととしてもよい。例えば、広告会社 3 社に求人広告の掲出を依頼することを改善事業とする場合、求人広告の内容がいずれも同じものであれば、当該 3 社以外の事業者を加え、少なくとも合計 4 つの見積り

を取得すれば足りるが、3社ともに異なる内容の求人広告を掲出する場合は、それぞれについて相見積りを行い、少なくとも合計6つの見積りを取得する必要がある。

交付要綱第4条第1項に定める中から複数の改善事業を実施する場合には、これらの改善事業について、一括して見積もりを取得することは差し支えない。

また、見積りに有効期限が付されている場合、必ずしも有効期間内の見積書等を提出する必要はない。しかし、交付決定後に見積り額より高額で改善事業を実施した場合は、事業実施計画の変更申請等を要し、場合によっては交付決定の取消しにつながるおそれがあるため、交付申請段階から有効期間内の見積書等を提出するよう努めること。

② 費用の流用

交付決定後に事業実施計画を変更しようとする場合は、交付要綱第12条第1項の事業実施計画変更申請が必要であるが、同項ただし書きにより、軽微な変更又は交付決定を受けた助成対象経費の配分の10%未満の範囲で助成対象経費を流用する場合は、事業実施計画変更申請が不要となる。

ここにいう「助成対象経費の配分」とは、上記(1)表2の経費区分ごとの助成対象経費の額をいう。

ア 軽微な変更

一つの助成対象経費の配分の中で、事業の目的を損なわない程度に、事業内容の変更を行う場合をいう。

また、本助成金は当該年度の予算額に制約を受けることから、助成対象経費全体の額を増額させる場合は、その増加額の多寡にかかわらず「軽微な変更」には該当せず、事業実施計画変更申請を要するものとする。

イ 交付決定を受けた助成対象経費の配分の10%未満の範囲で助成対象経費を流用する場合

助成対象経費の配分を変更する場合、変更しようとする額が、変更する配分のいずれか低い額の10%未満である場合には、配分間における助成対象経費の流用が可能である。このとき、助成対象経費全体の額は変わらず、各配分の額を変更するのみであることを前提とする。

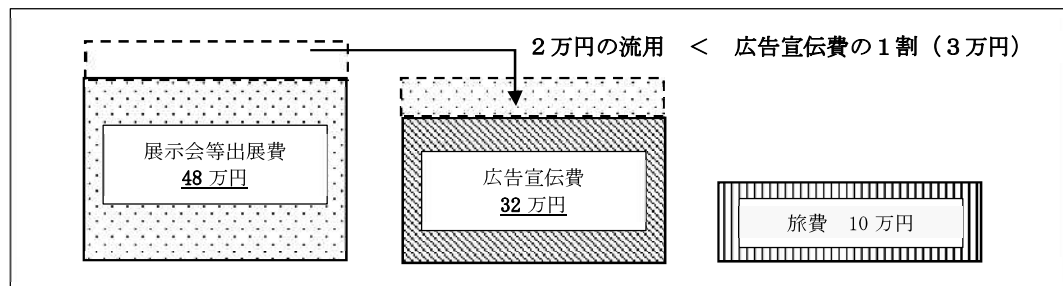
[事業実施計画変更申請の要否の具体例]

○交付決定を受けた助成対象経費の配分



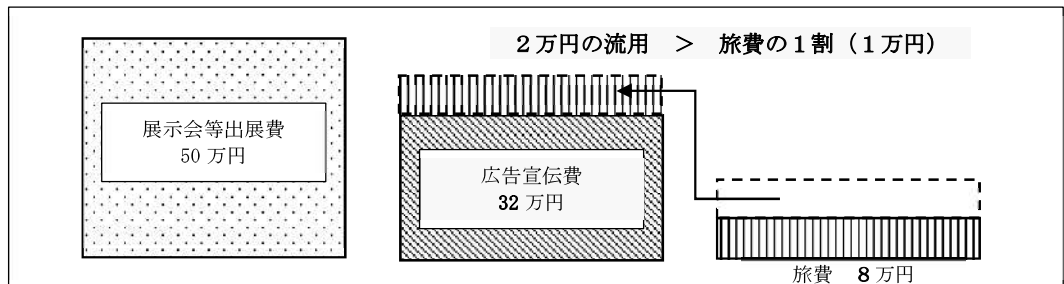
○事業実施計画変更申請が不要な場合（流用可能な場合）

- ・展示会開催に係る広告を、計画上予定していた内容に加えて追加で実施（+2万円）。展示会出展費が当初計画より、安価に実施できたことから、展示会等出展費と広告宣伝費との経費の流用を実施。
- ・展示会等出展費（50万円）と広告宣伝費（30万円）の科目間のうち、低い経費（広告宣伝費）の1割である3万円以内の流用のため、事業実施計画変更申請は不要。



○事業実施計画変更申請が必要な場合（流用不可な場合）

- ・展示会開催に係る広告を、計画上予定していた内容に加えて追加で実施（+2万円）。旅費が当初計画より、安価に実施できたことから、旅費と広告宣伝費との経費の流用を実施。
- ・旅費（10万円）と広告宣伝費（30万円）の科目間のうち、低い経費（旅費）の1割を超える1万円以上の流用のため、事業実施計画変更申請が必要。



③ 支払い時期

改善事業の実施に要した費用は、改善事業の実施後、支給申請日までに支払いが完了していることを要する。クレジットカードや小切手等による支払いの場合、支給申請日までに口座から引き落とされていることを要する。

④ 支払い方法

改善事業の実施に要した費用は、事業主団体等の名義（法人名又は代表者名）で支払われる必要がある。特に事業主団体等（共同事業主については代表事業主）が個人事業主の場合、事業主本人以外の者、例えば共に事業を営む家族等の名義で支払いが行われても、改善事業の実施に要した費用を支払ったも

のとは認められない。

共同事業主の場合は、代表事業主が当該費用を支払い、代表事業主に本助成金を支払うことを原則とする。ただし、いずれかの構成事業主が改善事業の実施に要した費用を支払い、当該構成事業主への本助成金の支払いを求める場合は、上記第1の1(2)④の協定書において、当該構成事業主が当該費用を負担することを明記し、支給申請においても支払状況を疎明する資料等を添付すること。

第4 申請手続及び審査等

本項において、交付申請及び支給申請等に必要な手続及び書類等並びに審査上の留意事項を定める。

また、本項に共通して、本助成金の申請等手続に係る事業主団体等の事務負担に最大限配慮することは当然であるが、予算を適正に執行し、不正受給等を防止する観点から、本助成金の交付要件及び支給要件を満たすか否かを客観的に確認することが必要であるため、労働局長は事業主団体等に対して、必要な資料の提出等を確実かつ丁寧に求めること。

1 所轄都道府県労働局長（交付要綱第7条、第16条）

本助成金は事業主団体等（交付要綱第3条第1号）を対象とするものであり、各事業場・事業所を対象とするものではないことから、交付要綱第7条及び第16条ほかに基づき本助成金の申請等を行う場合は、事業主団体等の所在地を管轄する都道府県労働局長が所轄都道府県労働局長となる。共同事業主による申請等の場合は、代表事業主の所在地を管轄する都道府県労働局長が所轄都道府県労働局長となる。

支部組織を有する事業主団体等については、原則として、本部の所在地を管轄する都道府県労働局長に申請しなければならない。

ただし、登記上の本部所在地には事業の実態がない場合など、登記上の本部所在地と、実質的な本部として機能する支部組織の所在地が異なる場合には、実質的な本部として機能する支部組織の所在地を管轄する都道府県労働局長に申請しなければならない。

2 交付申請（交付要綱第7条）

事業主団体等は、交付要綱第7条第1項に定める交付申請期限までに、次の書類により交付申請を行うこと。なお、書類が重複する場合は、重ねて提出することを要さない。

また、書類作成において、事業主等の個人氏名を記載する場合は、業務上使用している氏名で記入すれば足りる。

- ① 交付申請書（交付要綱様式第1号）
- ② 事業実施計画（交付要綱様式第1号別添）

- ③ 定款や会則等の組織としての根拠規程
- ④ 共同事業主の場合、活動実績が分かる資料
- ⑤ 共同事業主の場合、協定書（上記第1の1（2）④）
- ⑥ 直近の2事業年度に係る収支報告書。交付申請時点で活動期間が2事業年度に満たない場合は、作成している範囲で提出することで足りる。
- ⑦ 改善事業を実施するために必要な経費の算出根拠を確認するための書類（見積書、経費の積算に関わる規程等）
- ⑧ 申請代理を行う場合、申請代理人が事業主団体等を代理することを証明する資料（委任状等）
- ⑨ その他、労働局長が必要と認める書類

3 交付申請の審査及び交付決定（交付要綱第8条）

（1）交付申請の審査

- ① 労働局長は、提出された上記2の①ないし⑦の書類（以下「交付申請書等」という。）に、必要書類の不足及び記載の不備がないか形式的に点検し、不足又は不備があるときは、交付申請書等を返戻し、事業主団体等に対して補正を求めること。〔労災則第39条第1号ハ〕
- ② 労働局長は、交付申請について、次の事項に係る審査を行うこと。このとき、労働局長は、必要に応じて、事業主団体等に記載の補正又は必要書類の追加提出を求めることができる。審査方法の詳細については別に定める。

ア 事業主団体等であること。〔労災則第39条柱書〕

イ 改善事業の内容が、本助成金の目的に照らして適切なものとなっていること。〔労災則第39条第1号ロ〕

ウ 成果目標が適切に設定されていること。〔労災則第39条第1号イ（2）（ii）〕

エ 事業主団体等に改善事業に積極的に取り組む意欲があり、労働時間等の設定の改善の成果が期待できること。〔労災則第39条第1号イ（1）、ロ〕

- ③ 労働局長は、審査の上、交付申請の内容が上記②アないしエの要件をすべて満たす場合には、交付要綱第8条第1項に基づく交付決定を行うこと。
- ④ 審査過程において、申請内容について労働基準関係法令違反が疑われた場合には、本助成金の審査事務とは別に、当該法令を所管する部署等に情報提供を行う場合があること。

（2）交付決定を行わない場合（交付要綱第8条第5項、第6項）

- ① 交付要綱第8条第5項第1号の「別に定める交付要件」とは、上記（1）②アないしエをいうこと。

同項エの「労働時間等の設定の改善の成果が期待できる」とは、改善事業を実施する前の労働時間等の状況、改善事業の内容及び選択した成果目標がそれぞれ噛み合っており、形式的にも実質的にも、労働時間等の設定の改善に結び付くこ

とが想定されることをいう。

- ② 交付要綱第8条第5項第3号の「不正に受給した場合」については当該助成金等の受給時点（支払い時点）が、「不正に受給しようとした場合」については当該助成金等の申請等時点が、それぞれ「交付申請日の前日から起算して過去5年間」に含まれることをいう。
- ③ 交付要綱第8条第5項第4号及び第5号の「過去5年間等」とは、代理人、社会保険労務士、中小企業事業主又はその役員等が関与した不正行為を理由に、交付決定の取消しを受けた日から5年間をいう。ただし、不正受給に関して返還すべき助成金、加算金又は延滞金のいずれかが納付されていない場合は、時効が完成している場合を除き、これらが全額納付される日まで、労働局長は代理人、社会保険労務士、中小企業事業主又はその役員等に係る交付申請について、交付決定を行わないものとする。
- ④ 交付要綱第8条第5項第5号については、現に申請した中小企業事業主において、過去に役員等が不正行為に関わり、交付決定の取消等を受けた場合に該当することは当然である。他方、現に申請した中小企業事業主とは異なる中小企業事業主において、過去5年間等に、現に申請した中小企業事業主の役員等が不正行為に関わり、その異なる中小企業事業主が交付決定の取消等を受けた場合なども、同号に該当する。
- ⑤ 交付要綱第8条第5項第5号及び第6号の「事業主団体等（共同事業主については代表事業主）又はその役員等」とは、事業主団体等（共同事業主については代表事業主）が個人である場合はその者を、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所等の代表者を、団体である場合は代表者、理事等及びその他経営に実質的に関与している者をいう。また、第6号に定める「暴力団員」とは、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。
- ⑥ 交付要綱第8条第5項第7号に定める「労働基準関係法令等に係る法令違反を行ったことが明らかである場合」とは、事業主団体等が当該法令違反について送検された場合や、労働基準関係法令違反について複数回の是正勧告を受けたことを理由として、企業名を公表された場合などをいう。
- ⑦ 交付要綱第8条第5項第8号に定める「倒産」とは、事業主団体等又はその法人等について、破産手続開始、再生手続開始、更生手続又は特別清算開始の申立てがされることをいう。また、「倒産する見込みが相当程度ある場合」とは、事業の停止、手形の不渡り又は賃金の遅配等について、報道等を通じて社会的注目を集めている場合などをいう。
- ⑧ 交付要綱第8条第5項第9号に定める「労働保険料」は、徴収法第10条に規定する労働保険料であり、追徴金（同法第21条）や延滞金（同法第28条）は含まれない。
- ⑨ 交付要綱第8条第5項第10号は、いわゆる自己取引を防止する趣旨に出たものであり、同号に定める「これと同一視できる者」とは、法人や団体等の別にかか

ならず、事業主団体等若しくは申請代理人が実質的に経営を支配していること又は当該者が事業主団体等若しくは申請代理人の経営を実質的に支配していることなどにより、これらと同一視できるものをいう。例えば、フランチャイジーが事業主団体等である場合に、フランチャイザーを改善事業の受託者とすることはできない。

なお、社会保険労務士法施行規則（昭和 43 年厚生省・労働省令第 1 号）第 16 条第 2 項に定める提出代行者又は同規則第 16 条の 3 に定める事務代理人については、「これと同一視できる者」に該当せず、改善事業の受託者となることができる。

- ⑩ 交付要綱第 8 条第 6 項第 1 号に定める「他の補助金（間接補助金を含む。）の交付」には、税制上の優遇措置は含まれない。

同号は同一の改善事業又は成果目標について、いわゆる併給を許さない趣旨である。例えば、労働能率の増進に資する設備・機器に該当する機器 A を購入した場合に、「年次有給休暇の時間単位取得制度の導入」を交付対象とする他の補助金を受給して A とは別の機器 B を購入することは、改善事業の内容を異にすることから可能である。

4 改善事業の実施

(1) 概要

事業主団体等は、交付決定を受けた事業実施計画に沿って、事業実施予定期間内に、改善事業を実施すること。事業実施計画の内容と異なる実施が見込まれる場合、事業主団体等は事前に、交付決定を行った労働局あてに連絡し、そのような実施の可否や追加の手続き等の要否について確認すること。

(2) 事業実施予定期間の変更（交付要綱第 11 条及び第 14 条）

交付要綱第 14 条は、事業主団体等が様式第 8 号を提出する必要がある場合について定めたものであり、事業実施予定期間の（終期の）変更が、同条にいう「地震、津波、風水害等の災害その他避けることのできない事由により、やむを得ず、改善事業が事業実施予定期間内に実施できないと見込まれる場合又は改善事業の遂行が困難となった場合」に限られるという趣旨のものではない。他方、無制限に事業実施予定期間の変更を認めると、会計年度独立の原則（財政法（昭和 22 年法律第 34 号）第 12 条）の遵守に支障が生じるおそれがある。

支給申請の標準的な審査期間が 1 箇月（交付要綱第 17 条第 3 項）とされていることや、交付申請時に既に生じていた事情についてはそれらを踏まえて事業実施計画を作成して交付決定を受けるべきことから、事業実施予定期間の変更は、交付申請後に生じた、事業主団体等の責めに帰さない事由によるものであり、かつ、会計年度独立の原則の遵守に支障が生じない限りにおいて、抑制的に行われるべきである。

(3) 事業実施年度

交付決定を受けた日の属する年度の4月1日から3月末日までとする。

5 支給申請

(1) 支給申請の必要書類（交付要綱第16条）

事業主団体等は、改善事業完了後速やかに、交付要綱第16条第1項に定める支給申請期限までに、次の書類により支給申請を行うこと。なお、成果目標の選択の状況等により書類が重複する場合は、重ねて提出することを要さない。

また、書類作成において、事業主や労働者等の個人氏名を記載する場合は、業務上使用している氏名で記入すれば足りる。

- ① 支給申請書（交付要綱様式第10号）
- ② 事業実施結果報告書（交付要綱様式第11号）
- ③ 改善事業を実施したことが客観的にわかる資料
 - ③-1 市場調査を実施した場合
 - ・調査票 ・調査結果資料 ・マニュアル 等
 - ③-2 新ビジネスモデル開発、実験を実施した場合
 - ・試作品の写真 ・打ち合わせ記録 ・実験結果 等
 - ③-3 材料費、水光熱費、在庫等の費用の低減実験を実施した場合
 - ・実験結果報告書 ・実験時の写真 等
 - ③-4 取引適正化への理解促進等、労働時間等の設定の改善に向けた取引先等との調整を実施した場合
 - ・取決め文書 ・会議の議事録 ・会議の様子を撮影した写真 等
 - ③-5 販路拡大等の実現を図るための展示会開催及び出展を実施した場合
 - ・展示会の様子を撮影した写真 ・アンケート結果 等
 - ③-6 好事例の収集、普及啓発を実施した場合
 - ・ヒアリング調査結果 ・好事例集 ・普及啓発に係るHPの写し 等
 - ③-7 セミナーの開催等を実施した場合
 - ・研修次第 ・セミナー資料 ・出席者名簿
 - ・セミナーの様子を撮影した写真 ・アンケート結果 等
 - ③-8 巡回指導、相談窓口の設置等を実施した場合
 - ・コンサルティングの結果報告書 ・相談票の写し
 - ・相談会の様子を撮影した写真 ・満足度調査結果 等
 - ③-9 構成事業主が共同で利用する労働能率の増進に資する設備・機器の導入・更新を実施した場合
 - ・納品書 ・導入した機器の写真 ・利用に当たっての手順書 等
 - ③-10 人材確保に向けた取組を実施した場合
 - ・掲載した求人誌等の写し ・採用説明会の様子を撮影した写真 等
- ④ 改善事業の実施に要した費用の支出に関する証拠書類
 - ・受払簿等

- ・領収書の写し　・銀行振込受領書
- ・費用の振込記録が客観的に分かる預金通帳等の写し　　等
- ⑤ 成果目標の達成状況に関する証拠書類
 - ・改善事業の効果検証に係る資料
 - ・構成事業主に周知等を行った媒体等の写し　　等
- ⑥ 申請代理を行う場合、申請代理人が事業主団体等を代理することを証明する資料（委任状等）
- ⑦ その他、労働局長が必要と認める書類

6 支給申請の審査及び交付額の決定

(1) 支給申請の審査

- ① 労働局長は、提出された上記5の①ないし⑤の書類（以下「支給申請書等」という。）に、必要書類の不足及び記載の不備がないか形式的に点検し、不足又は不備があるときは、支給申請書等を返戻し、事業主団体等に対して補正を求めること。
- ② 労働局長は、支給申請について、次の事項に係る審査を行うこと。このとき、労働局長は、必要に応じて、事業主団体等に記載の補正又は必要書類の追加提出を求めることができる。審査方法の詳細については別に定める。

- ア 交付決定を受けた事業主団体等であること。
- イ 事業実施計画に基づき、改善事業を実施したこと。
- ウ 事業実施計画において定めた成果目標を達成したこと。
- エ 改善事業の実施に要した費用が適正に算出されていること。

- ③ 労働局長は、審査の上、支給申請の内容が②アないしオの全ての要件を満たす場合には、交付要綱第17条に基づく交付額の確定を行うこと。
- ④ 審査過程において、申請内容について労働基準関係法令違反が疑われた場合には、本助成金の審査事務とは別に、当該法令を所管する部署等に情報提供を行う場合があること。

(2) 支給要件の詳細

改善事業を通じて、交付決定を受けていない成果目標についても達成し、当該成果目標も事業実施計画に含める場合には、事業実施期間中に、様式第4号により事業実施計画の変更を申請し、労働局長の承認を得た後に支給申請を行う必要があること。

(3) 支給の方法

本助成金の支給は、労働局長が、事業主団体等が指定した金融機関の口座に、確定した交付額を振り込むことにより行う。

7 窓口以外の申請方法に係る留意事項

(1) 郵送による申請

事業主団体等は、郵送により、本助成金に係る申請等を行うことができる。この場合、交付要綱第7条第1項の交付申請期限及び第16条第1項の支給申請期限については、それぞれの期限当日の消印が有効であること。

(2) 電子申請

事業主団体等は、交付要綱第26条に基づき、補助金申請システム「Jグランツ」を通じて、電子申請により、本助成金に係る申請等を行うことができる。この場合、必要書類をPDF (Portable Document Format) ファイル形式で用意する必要があるが、その他は特段の記載ない限り、本項に定めるとおりに申請手続及び審査等を行うことで足りること。

① 申請期限

電子申請による場合、交付要綱第7条第1項の交付申請期限については事業実施年度の11月30日午後5時までに、第16条第1項の支給申請期限については期限当日の午後11時59分までに、関係する申請データがJグランツ上で事務局側に到達している（申請データの送信が完了している）必要があること。

② 代理人等による申請等に対する通知

代理人又は社労士則（昭和43年厚生省労働省令第1号。以下「社労士則」という。）第16条第2項に規定する提出代行者若しくは同則第16条の3に規定する事務代理人による申請等に対して、交付要綱第27条に基づく電子情報処理組織による処分通知等を行う場合、Jグランツの仕様上、本人である事業主団体等に直接、電子的に通知することはできないため、労働局長は、処分の名宛人を事業主団体等とした上で、代理人等に対して電子的に通知することで差し支えない。

第5 交付決定の取消等の要件（交付要綱第20条）

1 交付要綱第20条第1項第1号

交付要綱第20条第1項第1号で定める「本要綱又は法令若しくは本要綱に基づく労働局長の処分若しくは指示に違反した場合」とは、個別の事情により他の取消事由に該当しない限りにおいて、以下の場合をいう。

- ・支給申請期限までに事業実施結果報告及び支給申請を行わず、労働局長の指示にも従わない場合
- ・財産処分の承認申請が必要な財産処分について承認申請を行わず、労働局の指示にも従わない場合
- ・消費税仕入控除税額の確定に関する報告又はそれに伴う助成金の返還を行わず、労働局の指示にも従わない場合

2 交付要綱第20条第2項第1号

交付要綱第20条第2項第1号について、事業主団体等が行う改善事業の取組について、構成事業主の2分の1以上に対してその取組又は取組結果を活用しなかった場

合には、成果目標については達成できなかったものとする。

3 交付要綱第 20 条第 2 項第 3 号

交付要綱第 20 条第 2 項第 3 号の「不正に受給した場合」については当該助成金等の受給時点（支払い時点）が、「不正に受給しようとした場合」については当該助成金等の申請等時点が、それぞれ「交付申請日の前日から起算して過去 5 年間」に含まれることをいう。

4 不正受給の公表（交付要綱第 22 条）

労働局長は、交付要綱第 22 条に基づく公表を行うときは、同条第 1 号ないし第 4 号の事項を記者発表し、かつ、労働局のホームページに掲載することにより行う。

労働局のホームページへの掲載は、交付決定を取り消した日から起算して、5 年が経過するまでの期間行うこととする。

第 6 消費税仕入控除税額の取扱いについて（交付要綱第 18 条、第 19 条）

1 助成対象経費からの消費税額の除外について

事業主団体等は助成対象経費の額の算出にあたり、交付要綱第 18 条の「消費税仕入控除税額」を除いて算定し、交付申請を行うこと。

ただし、以下に掲げる事業主については、消費税仕入控除税額を助成対象経費の額に含めた上で交付申請を行うことができる。

- ① 免税事業者である事業主
- ② 消費税簡易課税制度を選択している（簡易課税事業者である）事業主（様式第 1 号（続紙）4（2）②）
- ③ 消費税法別表第 3 に掲げる法人の事業主（様式第 1 号（続紙）4（2）③）
- ④ 自己負担額が増加する等の理由から、消費税仕入控除税額確定後の返還を選択する事業主（様式第 1 号（続紙）4（2）④）

消費税仕入控除税額を含めて交付決定がなされた場合で、改善事業の実施中に当該額が明らかとなった場合は、当該額を除いた額で支給申請を行うこと。

2 消費税仕入控除税額の確定に伴う助成金の返還

消費税仕入控除税額を含めて助成金を受給した事業主団体等は、申告により消費税仕入控除税額が確定した後（消費税仕入控除税額が 0 円の場合も含む。）速やかに、交付要綱第 19 条第 1 項に基づき様式第 13 号を労働局長に提出すること。

当該報告を受けた労働局長は、交付要綱第 19 条第 2 項に基づき、消費税仕入控除税額の全部又は一部の返還を命ずる（消費税仕入控除税額が 0 円の場合を除く。）ので、命令を受けた事業主団体等は第 19 条第 3 項に基づき期日までに返還すること。

第7 助成金の経理（交付要綱第25条関係）

交付決定を受けた事業主団体等は、交付要綱第25条に基づき、改善事業の実施に要した費用の支出の状況を明らかにするため、当該事業主の一般の事業経費の会計とは区分して、特別の会計整理を行うこと。

さらに、本助成金の支給を受けた事業主団体等は、支出内容を証する書類について、同条第2項に基づき適切に保管すること。ここにいう「支出内容を証する」とは、少なくとも、支出年月日、支出者、支出先及び支出金額が明らかであることを要する。なお、保管に当たっては、電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法等の特例に関する法律（いわゆる電子帳簿保存法。平成10年法律第25号。）の趣旨に鑑み、電磁的記録の保存で足りる。

また、働き方改革推進支援助成金は、政治資金規正法第22条の3第1項による寄附制限の例外（試験研究、調査又は災害復旧に係るものその他性質上利益を伴わないもの）に該当し、受給団体等が政治活動に関する寄附を行うことは差し支えないものと判断している。

附則 この要領は、令和8年4月13日から施行する。